

国営木曾三川公園 フラワーパーク江南Ⅱ期地区「バーベキューエリア」

事業者公募要領

国土交通省中部地方整備局木曾川上流河川事務所

目 次

1. 公募の目的	5
2. 国営木曾三川公園フラワーパーク江南Ⅱ期地区概要	5
3. 公募事業内容	6
4. 公募の対象エリア	6
(1) 対象エリアの位置	6
(2) 対象エリア	7
(3) 火気の使用	7
(4) 構造	7
(5) インフラ設備	7
5. 応募者の資格要件	8
(1) 応募の制限	8
(2) 資格要件	9
(3) 応募グループに関する留意事項	9
6. 管理運営条件	10
(1) 設置管理許可	10
(2) 事業期間	10
(3) 営業期間の設定	11
(4) 事業範囲	11
(5) 費用及び役割分担	11
(6) 運営・維持管理	11
(7) 設備等の条件	12
7. 使用料	13
(1) 使用料	13
(2) 光熱水費	13
8. 運営・維持管理の負担	13
9. 原状回復	13
10. 公募	14
(1) 基本的な考え方	14
(2) 公募手順、スケジュール	14
(3) 公募要領の公表・配布	15
(4) 現地説明会の実施	15
(5) 参加表明書の受付	15
(6) 参加辞退	15
(7) 公募要領に対する質問の受付及び回答	16
(8) 事業提案書等の受付	16
(9) 受付時間	17
(10) 審査方法等	18

11. その他	20
(1) 権利の譲渡等の禁止	20
(2) 提案事業の変更等の禁止	20
(3) 設置管理許可	20
(4) 許可の取り消し	20
(5) 事業の中止	20
(6) 基本協定の締結	21
(7) 営業等許可の取得	21
(8) リスク分担	21
(9) 損害賠償責任	22
(10) 工事中の条件	22
(11) 事業中の報告等	22
(12) 法規制等	22

用語の定義

応募者：本事業に応募する法人もしくは法人が集まって構成するグループをさします。

予定事業者・次点者：審査を踏まえ、基準を満たした提案のうち最も得点が高い提案をした応募者を設置管理許可の候補者となる予定事業者として、2番目に得点が高い提案をした応募者を次点者として選定します。

事業者：国と基本協定を締結し、取得した許可等により、バーベキュー事業に必要な運営・維持管理（必要があれば施設の整備・改修）を行う法人もしくは法人が集まって構成するグループをさします。

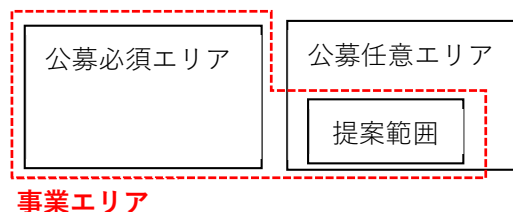
事業提案書：事業者が提案するバーベキュー事業に必要な運営・維持管理（必要があれば施設の整備・改修）に関する計画をさします。

公募必須エリア：バーベキュー事業に必要な運営・維持管理（必要があれば施設の整備・改修）を必ず行なうエリアをさします。事業者の提案内容に応じた設置管理許可を受けて、施設の整備・改修、運営・維持管理を行うエリアです。

公募任意エリア：公募必須エリア以外で、バーベキュー事業に必要な運営・維持管理（必要があれば施設の整備・改修）を行なうことが可能なエリアをさします。公募必須エリアと同様に、事業者の提案内容に応じた設置管理許可を受けて、施設の整備・改修、運営・維持管理を行います。公募任意エリアの内、一部だけを使用する提案も可能です。

提案範囲：公募任意エリア内の一部だけを使用する提案の場合、提案を行う範囲

事業エリア：事業者が事業を行うエリア（公募必須エリア及び公募任意エリア内の提案範囲）をさします。



エリアの概念図

公園施設：都市公園の効用を全うするため、公園内に設けられる施設で、都市公園法第2条第2項のほか、同法施行令第5条、同法施行規則第1条の2で定められています。

本件では、建物、工作物、舗装、芝生、植栽等土地に定着するすべての物件をさします。

公募必須施設：事業エリアに設置するバーベキュー事業に資する必要な施設をさします。

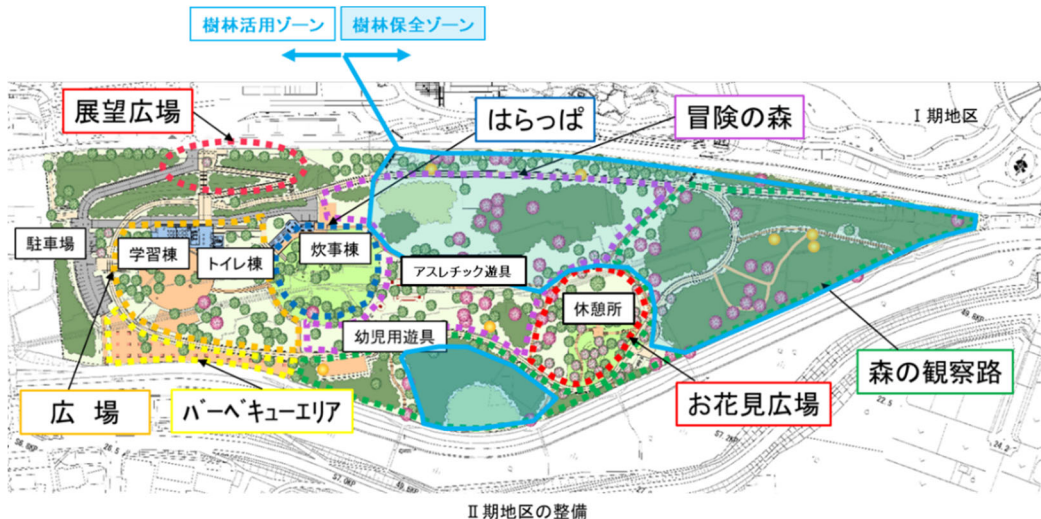
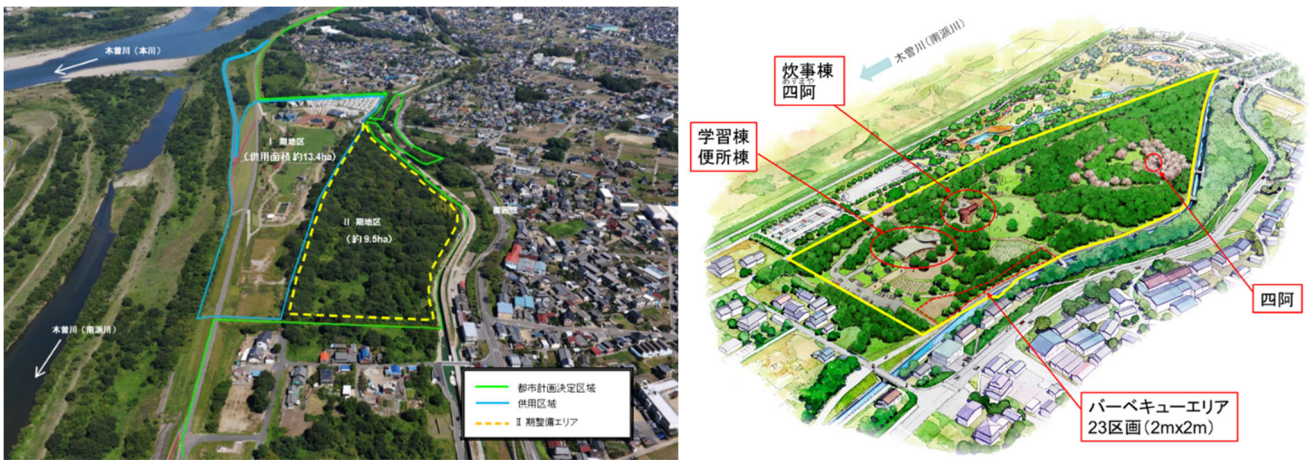
設置管理許可：都市公園法第5条の規定により、公園管理者以外の者が都市公園に公園施設を設け、又は管理することについて、公園管理者（国）が与える許可をさします。（施設設置を行わない場合は「管理許可」に読み変えるものとします）

1. 公募の目的

国営木曾三川公園は、木曾川・長良川・揖斐川の木曾三川が有する広大なオープンスペースと豊かな自然環境を活用し、東海地方の人々のレクリエーション需要の増大と多様化に対応するために設置されました。国営木曾三川公園三派川地区に位置するフラワーパーク江南は、都市生活空間においてゆとりとうるおいを実感できる花と緑豊かな美しい環境を創出し、多くの方々が参加・体験できる公園として、平成19年度に開園しました。現在、公園拡張に向けた整備を実施しており、令和4年度に開園するⅡ期地区は、樹林の散策、植物観察、自然とふれあえ、遊べる「故郷の森」として、既存樹木、生物等を活用・保全しながら整備しています。本エリアにバーベキューエリアを開設するにあたり、より多くの来園者が集い賑わう魅力的なサービスを提供することを目的に、資金調達能力や豊富な経営ノウハウなど事業者等の強みを活かした事業とするため、事業者の募集を行うものです。

2. 国営木曾三川公園フラワーパーク江南Ⅱ期地区概要

- フラワーパーク江南は、「花とみどりの学習」をテーマとして平成15年度から整備に着手しました。
- Ⅰ期地区は、「都市緑化の学習拠点」として平成19年10月に開園し、開園後は季節や環境、テーマなどに応じた緑化・花卉集計・花とみどりに関する展示紹介や体験活動を行っています。また、ボランティア団体と協同・連携し、みどりの質の確保、五感で楽しめる園芸の充実を図っています。
- Ⅱ期地区では、樹林の散策、植物観察、自然とふれあえ、遊べる「故郷の森」として、既存樹木、生物等を活用・保全しながら整備をすすめ、令和4年秋頃の開園を目指しています。



3. 公募事業内容

地域住民や観光客に対するアウトドアで楽しむレクリエーションの場として、公園内に整備中の施設でバーベキュー利用の提供を行うことが可能な事業者の募集を行います。

本事業では、都市公園法第5条の公園施設の設置管理許可に基づき、以下の業務を実施するものとします。

①公募必須エリア

- a. バーベキュー事業の運営・維持管理 (必須提案※)
- b. 施設の整備・改修 (任意提案)
- c. バーベキュー事業以外の事業の運営・維持管理 (任意提案)
- d. 公募必須エリアの維持管理 (実施必須)

②公募任意エリア

- a. バーベキュー事業の運営・維持管理 (任意提案※)
- b. 施設の整備・改修 (任意提案)
- c. バーベキュー事業以外の事業の運営・維持管理 (任意提案)
- d. 公募任意エリアの維持管理 (提案範囲は実施必須)

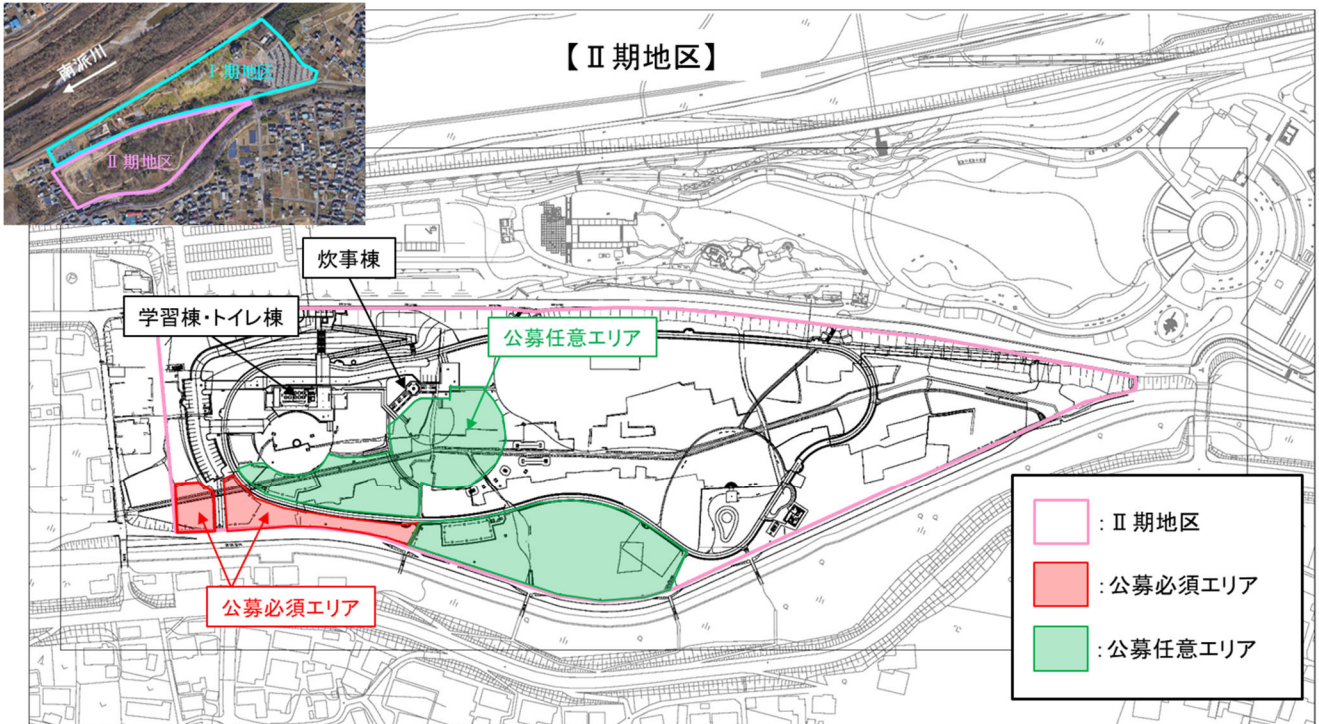
※公募必須エリア又は公募任意エリアでのどちらかでのバーベキュー事業の実施は必須とします。

公募任意エリアでバーベキュー事業を実施する場合は、公募必須エリアでの実施は必須提案ではありません。

※公募任意エリアは、エリア内の一部だけを使用する提案でも構いません。

4. 公募の対象エリア

(1) 対象エリアの位置



(2) 対象エリア

- ・事業者には、「公募必須エリア」又は「公募任意エリア」（両方でも可）にて、バーベキュー事業を実施していただきます。また、バーベキュー事業以外の事業の提案も可能です。事業エリアでは運営・維持管理を必ず行っていただきます。事業実施に際し、必要に応じた施設の整備・改修を提案することも可能です。公募任意エリアは、一部だけを使用する提案でも構いません。
 - ・公募必須エリア 2,196 m²
 - ・公募任意エリア 12,786 m²
- ・公募必須エリア及び公募任意エリアを都市公園法第5条に基づく設置管理許可の対象とし、バーベキュー事業に必要な運営・維持管理を行う事業者が使用できるエリアとなります。
- ・公募必須エリアは、住宅地に隣接しているため、近隣への騒音や煙・におい等に対する配慮が必要になります。
- ・事業エリアでは、受付用コンテナハウス、炊事場等の整備やトレーラーハウス、キッチンカーの設置等を想定しています。
- ・公募必須エリア、公募任意エリア以外にある駐車場、学習棟、トイレ棟、炊事棟、幼児用遊具、アスレチック遊具、休憩所等の公園施設は、一般の公園利用者も使用します。
- ・公募必須エリア及び公募任意エリアの内、事業エリア外は、一般の公園利用者も使用します。また、事業エリア内においても事業が休業期間のため使用料を支払わない（占有をしない）場合は、一般の公園利用者が使用する可能性が有ります。

(3) 火気の使用

- ・公募必須エリア及び公募任意エリア内は、火気使用の可能な範囲として想定していますが、直火の使用はできません。バーベキューコンロ等を用いて、地面に熱が伝わらないような利用にしてください。なお、炊事棟を含め、公募必須エリア及び公募任意エリア以外での火気の使用はできません。

(4) 構造

①公募必須エリア

- ・芝生地 : 1,516m²
内バーベキューサイト : 96m² (23 区画 (2m×2m/区画)、アスファルト舗装 (非耐火性))
- ・土砂整地 : 680m²

②公募任意エリア

- ・土砂整地 : 12,786m²

(5) インフラ設備

- ・水道、電気の設備が必要な場合は、国が配管の整備を行います。配管の位置については、国との協議の上で決定することとします。配管からの水道、電気の引き込みは、事業者で実施してください。
- ・通信設備については、端子盤までは国で整備済みなので、端子盤からの配線および電話回線契約は、事業者で実施してください。

5. 応募者の資格要件

(1) 応募の制限

・次の項目のいずれかに該当する法人は、応募することができません。

- ①会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立て、破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産の申立てを受けている法人
- ②当該法人の設立根拠法に規定する解散または精算の手続きに入っている法人
- ③予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 70 条及び第 71 条の規定に該当する場合
- ④応募の日から、予定事業者及び次点者決定通知日までの間に、中部地方整備局長から指名停止を受け、当該指名停止期間を経過していない法人
- ⑤入札に参加しようとする者の間に下記 1) から 3) までのいずれかに該当する場合
 - 1) 資本関係
以下のいずれかに該当する二者の場合。
 - ア. 子会社等（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 3 号の 2 に規定する子会社等をいう。イ.において同じ。）と親会社等（同条第 4 号の 2 に規定する親会社等をいう。イ.において同じ。）の関係にある場合。
 - イ. 親会社等と同じくする子会社同士の関係にある場合。
 - 2) 人的関係
以下のいずれかに該当する二者の場合。ただしア.については、会社等（会社法施行規則（平成 18 年法務省令第 12 条）第 2 条第 3 項第 2 号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 2 条第 4 号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 2 条第 7 項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。
 - ア. 一方の会社等の役員（株式会社の取締役（指名委員会等設置会社にあつては執行役）、持分会社（合名会社、合資会社若しくは合同会社をいう。）の業務を執行する社員、組合の理事またはこれらに準ずる者をいう。以下同じ。）が他方の会社等の役員を現に兼ねている場合
 - イ. 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第 64 条第 2 項又は会社更生法第 67 条第 1 項の規定により選定された管財人（以下単に「管財人」という。）を現に兼ねている場合
 - ウ. 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合
 - 3) その他の入札の適正さが阻害されると認められる場合。
組合（共同企業体を含む。）とその構成員が同一の入札に参加している場合その他上記 1) 又は 2) と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。
- ⑥最近の 2 年間に於いて、法人税、本店所在地の法人市町村税、固定資産税、消費税及び地方消費税の滞納のある法人（徴収猶予を受けているときは滞納していないものとみなします。）
- ⑦委員会の委員が属する者又はその者と資本面もしくは人事面において関連のある者
- ⑧法人又はその代表者が、次のいずれかに該当する者
 - ア 暴力団員が事業主又は役員に就任していること
 - イ 暴力団員が実質的に運営していること

- ウ 暴力団員であることを知りながら当該暴力団員を雇用し、又は使用していること
 - エ 契約の相手方が暴力団員であることを知りながら当該暴力団員と商取引に係る契約を締結していること
 - オ 暴力団又は暴力団員に対して経済上の利益又は便宜を供与していること
 - カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難される関係を有していること
- ⑨法人及びその代表者が、事業運営に関連する法律に違反する者として関係機関に認定された日から2年を経過しないもの
- ⑩国が本事業に関する検討を委託した一般財団法人公園財団及び株式会社オリエンタルコンサルタンツ。また、これらの者と資本面もしくは人事面において関連のある者
- ⑪上記⑦及び⑩において、「資本面において関連のある者」とは、当該企業が相手方の議決権の過半数を超える議決権を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資を行っている場合の企業をいい、「人事面において関連のある者」とは、当該企業の役員が相手方の代表権を有している役員を兼ねている場合の企業をいう。

(2) 資格要件

- ①応募者は法人（以下「応募法人」という。）又は法人のグループ（以下「応募グループ」という。）に限ります。
- ②応募グループで応募する場合は、施設を設置し、かつ所有する法人を代表法人（他の法人は構成法人とする。）として定めて下さい。（以下、応募法人又は応募グループの代表法人及び構成法人を総称して「応募法人等」という。）
- ③応募法人又は応募グループの代表法人は、設置施設の建設及び管理運営について、当該業務を遂行する責務を負うこととします。

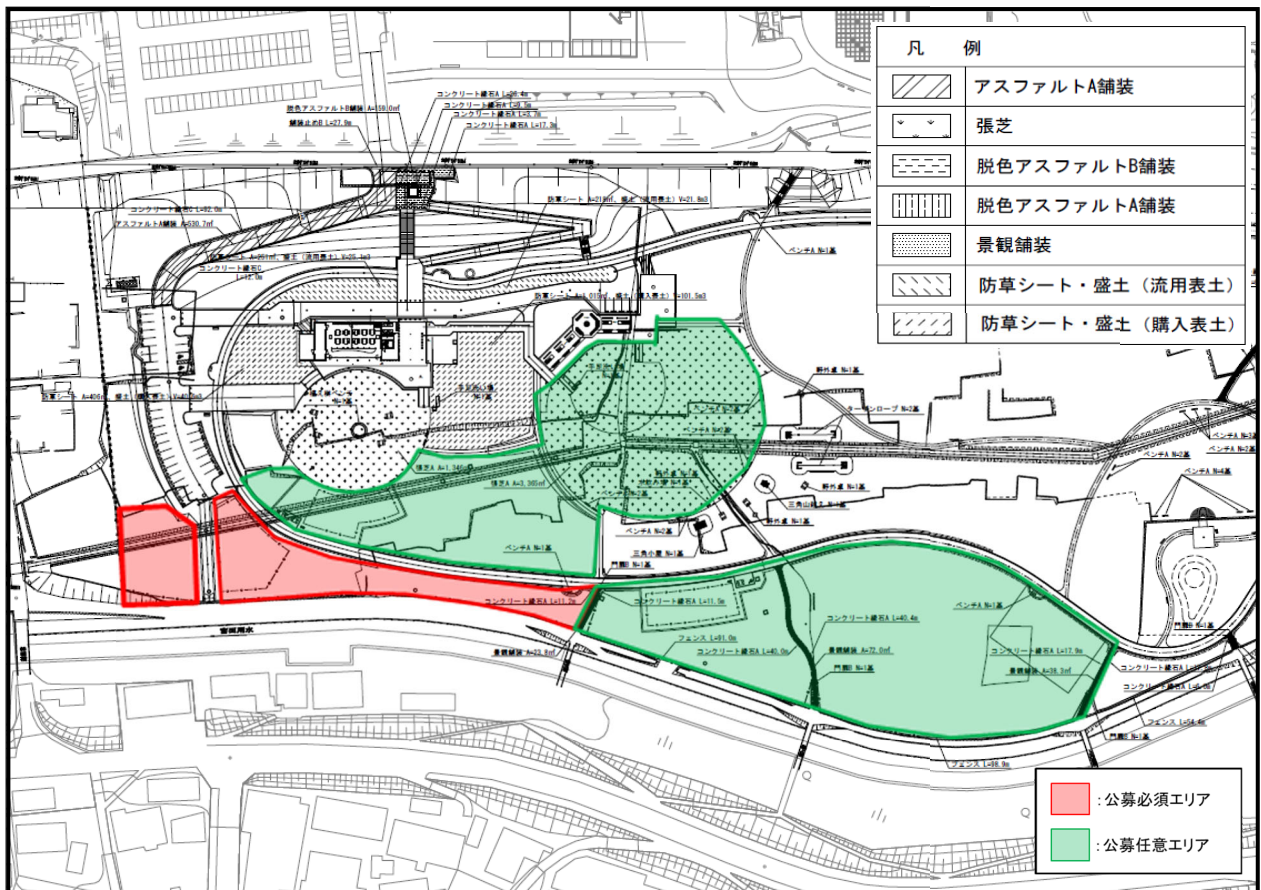
(3) 応募グループに関する留意事項

- ・応募グループの場合にあっては、次の各事項が適用されます。また、その場合は、代表法人が応募手続きを行ってください。
 - ①応募法人等は、他の応募グループの構成法人になることはできません。
 - ②応募法人等は、複数の提案を行うことはできません。
 - ③応募法人等は、原則として応募する法人自らが事業実施することを前提に提案してください。ただし、国との協議により業務を再委託することは可能とします。
 - ④事業提案書提出後は、応募グループの代表法人を変更することはできません。やむを得ない事情による構成法人の変更については、国と協議の上、業務遂行に支障がないと判断した場合に限り、変更することができます。

6. 管理運営条件

(1) 設置管理許可

- ・国は、事業者者に都市公園法第5条に基づく公園施設の設置管理許可を行います。
- ・必須の設置管理許可区域は、下図に示した公募必須エリアの区域となります。
- ・公募任意エリアで占有を伴う提案をした場合は、提案した公園施設やエリアも設置管理許可を行う区域になります。
- ・事業者は、設置管理許可の開始日以降、速やかにバーベキュー事業の準備を開始して下さい。



(2) 事業期間

- ・事業エリアの設置管理許可の期間は、最長で10年とします。ただし、設置管理許可期間終了の6か月前までに更新の申請があった場合は、国との協議のうえ、1回に限り設置管理許可を更新する可能性が有ります。
- ・設置管理許可期間には、公募必須施設等の設置及び撤去（原状回復）の期間も含まれます。
- ・事業エリアの供用開始予定日については、令和5年4月を目途に提案いただくこととし、当該提案を踏まえ、国との協議により、基本協定書に定める供用開始予定日を決定するものとします。なお、フラワーパーク江南Ⅱ期地区は、令和4年秋頃の開園を予定しており、開園から事業エリアの供用開始までの間については、事業者の準備に関わる範囲を除き一般の公園利用者が使用します。

(3) 営業期間の設定

①営業日

- ・営業日は、休園日以外の通年営業を期待しますが、期間を区切った営業も提案可能です。また、休園日以外に定休日を設定することも可能です。なお、営業していない期間がある場合も事業エリア内の清掃等の最低限の維持管理を行っていただきます。
- ・バーベキュー利用の提供時間帯は、公園の開園時間内を基本としますが、それ以外の時間帯でサービス提供を行う場合は、公園の施設や公園内の安全管理を行うことを条件とします。時間外の管理条件については、国との協議により設定するものとします。

②夜間の営業

- ・基本は公園開園時間内の営業とし、夜間の営業については想定していません。夜間に営業を希望する場合は社会実験等の実施について提案を可能とします。

■フラワーパーク江南の開園時間および休園日

4月1日～11月30日	9:30～17:00
12月1日～2月末日	9:30～16:30
3月1日～3月31日	9:30～17:00
・但し7月16日～8月31日の月曜～金曜は9:30～17:00、土曜・日曜・祝日は9:30～19:00 ・駐車場は8:30に開門いたします ・休園日 毎月第2月曜日(休日の場合は直後の平日) ※8月は第4月曜日 12月31日、1月1日	

(4) 事業範囲

- ・事業者には、事業エリアの運営・維持管理業務を行っていただきます。

(5) 費用及び役割分担

- ・事業者は、事業エリア内で実施するバーベキュー事業やその他収益に資する事業実施に対し、国に設置管理許可使用料を支払います。

(6) 運営・維持管理

- ・今回募集する事業エリアは、都市公園法第2条に規定される公園施設となります。そのため、公園内であることの公共性に配慮の上、公園及び地域の価値の向上に努めてください。
- ・バーベキュー事業については、スタッフが常駐して利用者にバーベキューサイトの貸し出し、必要な機材の貸し出し、食材提供を行うことを想定していますが、それ以外の方法や追加で提供するサービスを提案されても構いません。
- ・事業者は、公募必須エリアや公募任意エリアが公園内にあることに鑑み、取り扱う商品やサービスについては公園利用者や観光客を対象として考え、提供するサービスに見合った価格設定になるよう努めてください。
- ・下記の運営・維持管理を行っていただくことを想定していますが、その他の取り組みについて提案することが可能です。

ア 事業エリアの運営：予約・受付業務、利用者指導、広報活動、安全管理、食材販売等

イ 事業エリアの維持管理：営業に関わる施設、設備の維持管理、植物管理等

- ・運営・維持管理にあたっては、国営木曾三川公園フラワーパーク江南Ⅱ期地区の設置目的及びバーベキュー事業の公募の目的を考慮した内容としてください。
- ・事業エリア以外については一般の公園利用者が利用しますので、一般の公園利用者に配慮した運営・維持管理を行ってください。
- ・公園内の園路については、一般の公園利用者の動線となりますので、園路上でのサービス提供はできません。
- ・事業エリアを除くフラワーパーク江南地区全体は、運営維持管理業務受託者の木曾三川公園管理センターが運営・維持管理を行っています。日常から打合せや情報交換等を行うことにより、木曾三川公園管理センターと連携・調整して、事業エリアの運営・維持管理を行ってください。必要に応じて、国、事業者、木曾三川公園管理センターにて、運営・維持管理方法について定めた3者協定を締結する可能性が有ります。
- ・運営・維持管理については、公募任意エリアでのバーベキュー事業を提案される場合も同様です。

(7) 設備等の条件

- ・公募必須エリアのバーベキューサイト（アスファルト舗装（非耐火性））・芝生地・土砂整地、公募任意エリアの土砂整地は国の方で整備済みです。それ以外の設備や備品等は事業者が設置および用意をしてください。
- ・店舗名等を看板（施設サイン）として掲示することができます。なお、掲示できるサインの大きさ、掲示方法、掲示場所等については、国との協議事項としますが、周辺施設との調和、美観や安全に配慮したものとしてください。
- ・公募必須エリアに隣接する駐車場を、バーベキュー等利用者のための駐車場として利用することに関しては、木曾三川公園管理センターとの協議事項とします。また、事業者が管理者用として使用可能な駐車場については、別途指定します。詳細は、事業者選定後の調整とします。

7. 使用料

(1) 使用料

- ・事業エリアでの設置管理に係る使用料の最低額は本公募開始時点で以下の通りです。
- ・事業者は、事業エリア内でのバーベキュー事業及びその他収益に資する事業実施に必要な施設の設置管理許可面積・占有面積に対して、自ら提案した設置管理許可使用料単価、営業月で乗じた額を、設置管理許可に係る使用料として国に支払って頂きます。
- ・設置管理に係る使用料は、年度毎に歳入徴収官が発行する納入告知書に従い、記載の納入期限までにお支払い頂きます。
- ・事業の途中において、国が定める使用料が改定され、事業提案書に記載された使用料の額が下回るようになった場合は、国が定める使用料を適用します。
- ・冬季など営業を行っていない月がある場合は、営業を行っていない月の使用料の支払いを免除します。ただし、営業有無にかかわらず占有する場合は、占有する範囲の使用料の支払いが必要となります。
- ・営業を行っていない月に不定期でイベント等を開催し占有する際は占有許可を取得し占有日数の使用料の支払いが必要となります。

設置管理に係る使用料の最低額	30.38 円／m ² 月(税抜) (0.98 円／m ² 日(税抜))
----------------	---

(2) 光熱水費

- ・光熱水費は、事業者の負担により水道、電気の子メーターを設置し、使用した料金の実費を負担していただきます。また、基本料金については、使用した日数および面積により按分した額を負担して頂きます。

8. 運営・維持管理の負担

- ・施設の運営・維持管理に関する経費、法令等による許認可が必要となる場合の申請行為を含め事業者が負担してください。
- ・事業者が設置した施設の維持管理・修繕および備品の更新については事業者が負担してください。
- ・国が整備した施設が事業者の過失により破損等した場合は、事業者の負担により修繕してください。事業者の責めに帰すことができない場合などは、基本的に国が負担することを想定していますが、修繕等の詳細は国との協議事項とします。
- ・事業エリア内の掃除、芝刈等の基本的な維持管理は、11. (6) 基本協定に基づいて事業者を実施していただくこととなります。
- ・炊事棟、トイレ棟の基本的な清掃は国が行いますが、利用者へのサービス向上のため、ゴミ拾いやトイレトペーパーの補充等気づいた際には事業者の協力をお願いいたします。
- ・事業エリアにおける運営・維持運営の詳細については、国との協議事項とします。

9. 原状回復

- ・許可期間終了時は、事業者の負担において原状回復が必要となります。原状回復の範囲については、国と協議の上決定します。

10. 公募

(1) 基本的な考え方

- ・事業者の選定に当たっては、応募者からの提案の内容及び応募者の経営基盤等を総合的に審査し、基準を満たした提案のうち最も得点が高い（以下、「最優秀提案」とする）応募者を設置管理許可の候補者となる予定事業者として、2番目に得点が高い（以下、「次点提案」）応募者を次点者として選定します。また、本公募については、応募が1件の場合も審査を行うこととし、応募がなかった場合は本公募を終了します。
- ・国と予定事業者と基本協定を締結するに至らなかった場合は、次点者が候補者としての地位を取得します。
- ・本公募の事務局は次のとおりです。

■事務局

住所	〒500-8801 岐阜県岐阜市忠節町5-1
担当課	中部地方整備局木曾川上流河川事務所河川公園課 (木曾川上流河川事務所3階)
電話	058-251-1379
FAX	058-251-1564
アドレス	cbr-kisojyo-kouen@mlit.go.jp

- ・本公募に関する提供資料は次のとおりです。

■提供資料

- 別添資料1：基本協定書（案）
- 別添資料2：電気設備工 平面図
- 別添資料3：給水設備工 平面図

(2) 公募手順、スケジュール

- ・本公募は次の手順、スケジュールで実施します。

公募要領の公表・配布	令和4年8月19日（金）
現地説明会の実施	令和4年9月7日（水）
公募要領に対する質問の受付及び回答	令和4年9月7日（水）から9月16日（金）まで
参加表明書の受付	令和4年9月30日（金）
事業提案書等の受付	令和4年10月5日（水）から10月21日（金）まで
応募者プレゼンテーション	令和4年11月16日（水）
予定事業者及び次点者の公表	令和4年12月中旬
設置管理許可内容に関する協議	令和4年12月中旬から令和5年1月
(事業計画書・整備内容・設置管理許可・管理運営要領の確認)	
基本協定の締結	令和5年1月
設置管理許可	令和5年1月
事業者の準備	令和5年1月～
開業	令和5年4月～

※開業は事業者との協議により決定することとします。

(3) 公募要領の公表・配布

- ・公募要領については、以下のとおり公表します。
- ・公表開始日 令和4年8月19日(金)
- ・公表場所：国土交通省中部地方整備局木曾川上流河川事務所ホームページ
https://www.cbr.mlit.go.jp/kisojyo/bbq_area/index.html

(4) 現地説明会の実施

- ・現地説明会を以下の通り開催します。説明会に参加される場合は、事前に申し込みが必要です。以下のとおり申し込みをしてください。
- ・開催日時：令和4年9月7日(水) 10時～11時30分
- ・開催場所：国営木曾三川公園フラワーパーク江南Ⅱ期地区
- ・参加人数：1者あたり3名まで
- ・仕様様式：様式1「現地説明会 参加申込書」
- ・受付期間：令和4年8月19日(金)～8月26日(金)
- ・提出方法：電子メール(件名(subject)は「国営木曾三川公園 現地説明会 参加申込み」と記載してください。)
- ・アドレス：cbr-kisojyo-kouen@mlit.go.jp

※現地説明会の参加は必須ではありません。ただし、フラワーパーク江南Ⅱ期地区は未開園であり現地説明会時以外での入園はできませんので、現地確認を希望する場合は、現地説明会の参加を推奨します。

(5) 参加表明書の受付

本事業に参加する意思のある応募法人又は応募グループは、必ず下記の通り、参加表明書の提出を行ってください。

参加表明は、応募法人又は応募グループに限ります。個人での参加表明はできません。応募グループで事業提案書の提出を予定されている場合は、応募グループで1通の参加表明書を提出してください。

- ・仕様様式：様式2「参加表明書」
- ・受付期間：令和4年8月19日(金)～9月30日(金)
- ・提出方法：電子メール(件名(subject)は「国営木曾三川公園 参加表明」と記載してください。)
- ・アドレス：cbr-kisojyo-kouen@mlit.go.jp

(6) 参加辞退

参加表明書提出後に参加を辞退する場合は、参加辞退届を提出してください。

- ・仕様様式：様式3「参加辞退届」
- ・受付期間：令和4年10月3日(月)～10月21日(金)
- ・提出方法：電子メール(件名(subject)は「国営木曾三川公園 参加辞退」と記載してください。)
- ・アドレス：cbr-kisojyo-kouen@mlit.go.jp

(7) 公募要領に対する質問の受付及び回答

- ・本要領の内容に関して質問がある場合は、以下のとおり質問書を提出してください。
- ・回答内容については、本要領と同等の効力を持つものとします。
- ・使用様式：様式4「質問書」
- ・受付期間：令和4年9月7日（水）から9月16日（金）まで
- ・提出方法：電子メール（件名（subject）は「国営木曽三川公園質問」と記載してください。）
- ・アドレス：cbr-kisojyo-kouen@mlit.go.jp
- ・回答日：令和4年9月28日（水）までに回答
- ・回答方法：質問に対する回答は、上記の回答日までに木曽川上流河川事務所ホームページに掲載します。

(8) 事業提案書等の受付

- ・事業提案書等を以下のとおり受け付けます。
- ・事業提案書等は、以下の注意事項に従って提出してください。なお、受付期間内に受付場所に到達しなかった事業提案書は受理しません。
- ・使用様式：様式5～7、任意書式含む（次ページ参照）
- ・受付期間：令和4年10月5日（水）から10月21日（金）まで
- ・受付場所：中部地方整備局木曽川上流河川事務所河川公園課（木曽川上流河川事務所3階）
- ・提出方法：受付場所へ持参又は郵送（※郵送の場合は、受け取り日時及び配達されたことが証明できる方法によることとし、提出期限内に到着したものに限り受け付けます。）
- ・事業提案書等作成の注意事項
 - a 事業提案書等の提出は1応募法人（1応募グループ）1提案とします。
 - b 事業提案書等関係書類の言語は日本語、単位はメートル法、通貨は日本国通貨を使用してください。
 - c 関係法令及び条例を遵守し、かつ本要領に記載された条件を満足するとともに、関係機関へ必要な協議確認を行った上で事業提案書等関係書類を作成してください。
 - d 事業提案書等関係書類の作成及び提出に必要な諸費用は、応募者の負担とします。
 - e 事業提案書等関係書類の提出後の変更は認めません。
 - f 必要に応じて事業提案書等関係書類一覧に記載以外の書類の提示を求める場合があります。
 - g 明確かつ具体的に記述してください。分かりやすさ、見やすさに配慮し、必要に応じて図、表、写真、スケッチ等を適宜利用してください。

■事業提案書等関係書類一覧

提出書類	様式	提出部数	
		正	副
1. 誓約書 ※グループ提案の場合は、委任状（様式 5-2）も提出	様式 5	1 部	5 部
2. 応募制限関連書類（応募グループにあつては、代表法人及び構成法人のすべてについて提出）			
(1) 定款又は寄付行為の写し	任意書式	1 部	5 部
(2) 法人登記簿謄本及び印鑑証明	任意書式	1 部	5 部
(3) 納税証明書（未納の税額がないことの証明でも可）の写し	任意書式	1 部	5 部
(4) 財務諸表「貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書（純資産変動計算書）、キャッシュ・フロー計算書（作成している法人のみ）、注記等」（直近 3 年間）の写し ※有価証券報告書を提出している場合は該当箇所の写しでもよい。 ※連結財務諸表作成会社については、連結財務諸表、単体財務諸表	任意書式	1 部	5 部
(5) 事業報告書・事業計画書等 ※有価証券報告書を提出している場合は該当箇所の写しでもよい。	任意書式	1 部	5 部
(6) 財務状況表	様式 6	1 部	5 部
3. 事業提案書			
(0) 応募法人等の名称	様式 7-0	1 部	5 部
(1) 事業の実施方針 ①フラワーパーク江南Ⅱ期地区の特性等を踏まえた事業運営の基本的考え方	様式 7-1	1 部	5 部
(2) 事業実施体制 ①バーベキュー運営に関する実績やノウハウ ②業務の実施体制	様式 7-2	1 部	5 部
(3) 施設の整備・管理運営計画 ①公園利用者の利便や集客の向上に資する整備・改修計画 ②公園利用者の利便や集客の向上に資する運営・維持管理計画	様式 7-3	1 部	5 部
(4) 事業計画	様式 7-4 様式 7-5	1 部	5 部
(5) 価額審査	様式 7-6	1 部	5 部
(6) 地域連携	様式 7-7	1 部	5 部

(9) 受付時間

- ・事業提案書等の受付を含め、すべての事務取扱は、午前 9 時から正午まで及び午後 1 時から午後 5 時（行政機関の休日に関する法律（昭和 63 年法律第 91 項）第 1 条第 1 項に規定する行政機関の休日（以下「休日」という）を含まない）までとします。

(10) 審査方法等

①審査の流れ

- ・以下の手順に従って審査します。

ア 参加資格の審査

- ・応募者が、5. 事業者の資格要件に示す資格等を満たしているかを事務局で審査します。参加資格確認の基準日は、事業提案書等の受付期間最終日とします。

イ 法令遵守に関する審査

- ・事業提案書等関係書類の内容が、法律等に違反していないことを審査します。

ウ 事業提案書等関係書類の審査及び評価

- ・提出されたすべての事業提案書等関係書類について、以下の点について審査及び評価します。

- a. 事業提案書等関係書類が本要領に照らし、適切なものであることを事務局で審査します。審査の内容は以下の通りです。

<ul style="list-style-type: none">・事業提案書の内容が、本要領で示した目的や場所等と適合していること・記載すべき事項が示されていること・認定の有効期間中の整備・管理運営の確実性が、提出された客観的な資料により見込めること

- b. 審査の結果、誤字、脱字、記載誤り、計算誤り等の内容の変更を伴わず、提案内容への影響が軽微なもので、事務局の修正・補正要求に応じられるものは、事業提案書の一部差し換え等の修正を認めます。

- c. a. により適切であることを認められた事業提案書について、以下に示す委員会において、以下で示す評価の基準に沿って評価し、最優秀提案及び次点提案を選定します。なお、評価点の合計点が満点に対して6割未満の場合は、選定対象としません。応募者には委員会において、提案内容に関するプレゼンテーションを実施して頂きます。ただし、プレゼンテーションは事業提案書の具体性や実現性などについて補足の説明や質疑を行うために実施するものであり、プレゼンテーションで事業提案書に記載のない新たな提案を行っても、その内容は評価対象としないものとします。プレゼンテーションの日時、場所等は、事務局から連絡します。

②委員会

- ・事業提案書の内容の審査は、委員会が行います。
- ・委員会の委員は以下を予定しています。

氏名	所属	専門分野
稲垣 江利子	有限会社イ・クレティア	まちづくり
今西 良共	岐阜県立国際園芸アカデミー学長	造園・都市公園
二村 友佳子	公認会計士二村友佳子オフィス 公認会計士・税理士	経営

(敬称略：五十音順)

③評価の基準

・国は、提出された事業提案書について、以下の評価項目に沿って評価を行います。

■評価項目・配点・評価の視点

評価項目	評価の視点		配点	参照様式
(1) 事業の実施方針	①フラワーパーク江南Ⅱ期地区の特性等を踏まえた事業運営の基本的考え方について評価する。	<ul style="list-style-type: none"> ・本公園の特性の目的を踏まえた上で、事業者の創意工夫による本公園の魅力向上が期待できる事業運営の基本的考え方(事業コンセプト)についての提案を評価する。 ・事業運営に際し、バーベキュー事業以外に本公園の魅力向上が期待できる事業運営の考え方の提案があれば評価する。 ・本公園の利用者増となる公園内の取り組みの提案があれば評価する。 	30	様式7-1
(2) 事業実施体制	①バーベキュー運営に関する実績やノウハウについて評価する。	<ul style="list-style-type: none"> ・提案事業と同種、同様事業の実績、ノウハウがあり、実績等に裏付けされた事業展開が期待できる提案を評価する。 	10	様式6 様式7-2
	②業務の実施体制について評価する。	<ul style="list-style-type: none"> ・業務の遂行能力を裏付ける業務の実施体制(人員の配置、能力等)を評価する。 ・事業者の継続可能な経営状況を評価する。 	10	
(3) 施設の整備・管理運営計画	①公園利用者の利便や集客の向上に資する整備・改修計画について評価する。	<ul style="list-style-type: none"> ・バーベキュー事業及びその他事業提案の整備等により、公園利用者の利便や集客の向上に資する整備・改修計画に関する提案を評価する。 	20	様式7-3
	②公園利用者の利便や集客の向上に資する運営・維持管理計画について評価する。	<ul style="list-style-type: none"> ・現在及び将来の公園利用者の需要に関する認識・想定を基に、公園利用者の利便や集客の向上に資する運営・維持管理に関する提案を評価する。 ・施設の継続的な運営ができる運営・維持管理計画を評価する。 	20	
(4) 事業計画	①持続的な資金計画、収支計画を評価する。	<ul style="list-style-type: none"> ・初期整備等にかかる適切な資金調達の計画を評価する。 ・集客数の想定も含めた、持続的な事業運営のための収支計画を評価する。 	20	様式7-4 様式7-5
(5) 価額審査	①事業エリアに係る使用料の額を評価する。	<ul style="list-style-type: none"> ・事業エリアに係る使用料の額を評価する。 	5	様式7-6
(6) 地域連携	①江南市のバーベキュー場として、周辺地域の活性化について評価する。	<ul style="list-style-type: none"> ・地域周辺地域と連携して、本公園及び地域の活性化(広域観光、地域雇用、地産地消等)に資する提案を評価する。 	20	様式7-7
計			135	

④結果通知

・選定結果は、速やかに応募法人及び応募グループ(代表法人)に文章にて通知することとし、電話等による問い合わせには応じません。また、選定結果は、木曽川上流河川事務所のホームページで公表します。

⑤委員会の委員等への接触の禁止等

- ・応募者が、最優秀提案及び次点提案の選定前までに、委員会の委員及び国職員に対して、本事業提案について接触を行った場合は、失格となることがあります。
- ・また、本要領配布日から予定事業者及び次点者決定日までは、応募者に限らずいかなる者からの提案内容、審査内容等に関するお問合せには、お答えできません。

11. その他

(1) 権利の譲渡等の禁止

- ・設置管理許可に係る権利を他人に譲渡し、転貸し、担保に供し、又は使用させることはできません。ただし、国と協議し審査を経た上で可能となった場合は、この限りではありません。

(2) 提案事業の変更等の禁止

- ・原則として、設置管理許可期間中は、当初に提案した事業やサービスを廃止又は縮小することはできません。やむを得ない理由により提案内容を変更する場合は、国と協議してください。

(3) 設置管理許可

- ・事業者（応募グループの場合は、代表法人を予定）は、施設の工事着手前に、事業エリアの設置管理許可を受け、事業者の負担において、建設、維持管理及び運営を行って頂きます。
- ・事業者は、事業期間終了時（設置許可等を取り消し又は更新しない場合、事業者が事業を途中で中止する場合も含む。）までに事業エリアを撤去し、更地にして国に返還して頂きます。
- ・国が次期事業者を選定し、事業者と次期事業者との間で、事業者が有する権利の譲渡が確実になされることが見込まれ、かつ、これらの譲渡について国が事前に同意した場合は、この限りではありません。
- ・事業者が事業エリアの撤去・更地返還を行わない場合、国は、事業者に代わり、施設の撤去等を行い、その費用を事業者へ請求します。

(4) 許可の取り消し

- ・事業者の運営内容や水準が、設置管理許可条件に違反し、又は水準を満たしていないと国が判断した場合、事業者には是正勧告を行うことがあります。是正勧告後に改善が図られない場合、設置管理許可を取り消すとともに、国に損害を与えた場合は、その金額を賠償して頂きます。

(5) 事業の中止

- ・事業者は、原則として設置管理許可の期間内はバーベキュー事業を継続してください。
- ・事業者は、経営状況の悪化などにより事業の継続が困難と判断される場合には、国との協議が必要となります。

(6) 基本協定の締結

- ・国は、事業者（応募グループの場合は、代表法人及び構成法人全員の連名を予定）と本事業の実施に関する基本的事項を定めた基本協定を締結します。内容は、別添資料1：基本協定書（案）を参考とし、予定事業者決定後、協議を踏まえ決定します。

(7) 営業等許可の取得

- ・飲食店営業に関する保健所への許可申請のほか、提案した事業を実施する際に必要な許認可については、事業者自らの責任と費用負担により取得してください。

(8) リスク分担

- ・本事業の実施における主なリスクについては、下表に基づき、基本協定書で定めます。なお、リスク分担に疑義がある場合、又はリスク分担に定めのない内容が生じた場合は、国と事業者が協議の上、負担者を決定するものとします。

■ リスク分担の考え方

リスクの種類	内容	負担者	
		国	事業者
法令変更	事業者が行う整備・管理運営業務に影響がある法令等の変更による損害の負担		○
	事業者が行う整備・管理運営業務に影響がある法令等の変更による協定解除	協議事項	
第三者賠償	事業者が工事・維持補修・運営において公園利用者及び施設利用者等の第三者に損害を与えた場合		○
物価	予定者決定後のインフレ、デフレ		○
金利	予定者決定後の金利変動		○
不可抗力	自然災害等による業務の変更、中止、延期、臨時休業		○
	自然災害等による協定解除	協議事項	
資金調達	必要な資金確保		○
事業の中止延期	国の責任による中止・延期	○	
	事業者の責任による中止・延期		○
	事業者の事業放棄、破綻		○
申請コスト	申請費用の負担		○
引継コスト	施設運営の引継ぎ費用の負担		○
施設の修繕等	事業者が設置管理許可に基づき設置管理している施設		○
	上記以外の公園施設（事業者が設置管理許可に基づき設置管理している施設以外）	○	
債務不履行	国の協定内容の不履行	○	
	事業者の事由による業務又は協定内容の不履行		○
苦情・要望対応	事業者が設置管理する施設利用者からの苦情、訴訟、要望への対応		○
	上記以外の場合	○	

(9) 損害賠償責任

- ・事業者は、本業務実施にあたり、事業者の故意又は過失により、国又は第三者に損害を与えたときは、事業者がその損害を、国又は第三者に賠償するものとします。
- ・国は、事業者の故意又は過失により発生した損害について、第三者に対して賠償を行った場合、事業者に対して、賠償した金額及びその賠償に伴い発生した費用を求償することができるものとします。

(10) 工事中の条件

- ・施設の施工にあたり、国と円滑な協議が可能な管理体制として下さい。
- ・公募必須エリア及び公募任意エリア以外の公園部分は、令和4年秋頃に開園予定です。そのため、工事期間中は公園利用者の安全や周辺環境に配慮した提案として下さい。
- ・工事中の騒音、振動等については、周辺に十分配慮して下さい。
- ・事業者が設置する施設の設置管理許可、確認申請等の手続き期間も考慮したスケジュール管理をして下さい。

(11) 事業中の報告等

- ・事業エリアの営業状況、実施状況について、毎年度報告して下さい。
- ・国は事業エリアの財務書類の提出及び説明等を求めることができるものとします。

(12) 法規制等

- ・提案内容は、都市公園法、建築基準法、消防法、その他各種関係法令等を遵守して下さい。
- ・事業の実施にあたり必要な許認可の取得や手続きについては、事業者の負担により実施して下さい。

国営木曾三川公園フラワーパーク江南Ⅱ期地区「バーベキューエリア」事業
基本協定書（案）

※本基本協定書（案）は、現時点において想定される国及び事業者の基本的な役割分担等を記載したものであり、事業提案書に基づく事業計画書の内容及び事業者との協議により、締結当事者及び各条項の記載内容等を修正する予定です。

目次

第1章 総則 1

- 第1条 (目的) 1
- 第2条 (定義) 1
- 第3条 (事業遂行の指針) 1
- 第4条 (本事業の概要) 1
- 第5条 (乙の役割分担等) 1
- 第6条 (事業日程) 1
- 第7条 (乙による資金調達) 1
- 第8条 (事業計画書の変更) 1
- 第9条 (許認可及び届出等) 2
- 第10条 (事業エリア内の設計及び整備工事に伴う各種調査) 2
- 第11条 (事業エリア内の施設の整備工事に伴う周辺の安全及び環境対策) 2
- 第12条 (関係事業者との連携) 2
- 第13条 (自己責任) 3
- 第14条 (保険) 3

第2章 事業エリア内の施設の設置 3

- 第15条 (設計) 3
- 第16条 (甲による設計の変更) 3
- 第17条 (施工計画書等) 4
- 第18条 (工事責任者の設置) 4
- 第19条 (整備工事) 4
- 第20条 (許可) 4
- 第21条 (第三者の使用) 5
- 第22条 (甲による説明要求及び立会) 5
- 第23条 (甲による中間確認) 5
- 第24条 (乙による完成検査) 5
- 第25条 (甲による完了検査) 6
- 第26条 (甲による完了検査確認通知書の交付) 6
- 第27条 (供用開始予定日の変更) 6
- 第28条 (整備工事の一時中止) 6
- 第29条 (整備工事の一時中止による費用等の負担) 6
- 第30条 (整備工事中に乙が第三者に与えた損害) 7
- 第31条 (整備工事開始及び完了時の甲に対する届出) 7

第3章 事業エリアの管理運営 7

- 第32条 (管理運営) 7
- 第33条 (甲による事業評価) 7
- 第34条 (許可の取り消し等) 7

第 35 条 (変更許可申請) 8

第 36 条 (廃止許可申請) 8

第 37 条 (許可の更新) 8

第 38 条 (改善命令) 8

第 39 条 (第三者による使用) 8

第 40 条 (災害時の対応) 9

第 41 条 (原状回復) 9

第 42 条 (譲渡の取扱い) 9

第 4 章 不可抗力及び法令等の変更 10

第 43 条 (不可抗力による損害等) 10

第 44 条 (不可抗力による協定解除) 10

第 45 条 (法令等の変更による損害等) 10

第 46 条 (法令等の変更による協定解除) 10

第 5 章 協定期間及び協定の解除 10

第 47 条 (協定期間) 10

第 48 条 (事業計画書の認定の有効期間) 11

第 49 条 (甲の解除権) 11

第 50 条 (乙による協定解除) 12

第 51 条 (事業エリア内の施設の解除に伴う措置) 12

第 52 条 (解除に伴う賠償等) 13

第 53 条 (事業計画書の認定取り消し) 13

第 6 章 雑則 13

第 54 条 (協議) 13

第 55 条 (著作権の使用) 13

第 56 条 (特許権等の使用) 14

第 57 条 (協定上の地位の譲渡) 14

第 58 条 (秘密保持) 14

第 59 条 (計算単位等) 14

第 60 条 (相殺) 15

第 61 条 (通知先等) 15

第 62 条 (準拠法) 15

第 63 条 (管轄裁判所) 15

第 64 条 (定めのない事項) 15

別紙 1 定義集 16

別紙 2 事業対象地 17

別紙 3 事業日程 18

別紙 4 乙が付す保険等 19

別紙 5 設計図書等 21

別紙6 完成図書等 22

別紙7 設置管理許可申請書 23

国土交通省中部地方整備局（以下「甲」という。）と事業者である「●●●●」（以下「乙」という。）は、国営木曾三川公園フラワーパーク江南Ⅱ期地区「バーベキューエリア」事業（以下「本事業」という。）に関して、次のとおり基本協定（以下「本協定」という。）を締結する。

第1章 総則

（目的）

第1条 本協定は、本事業の実施に際して必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第2条 本協定における用語の定義は、別紙1に規定するとおりとする。

（事業遂行の指針）

第3条 乙は、本事業を、法令等を遵守しつつ、本協定、事業計画書に従って遂行するものとする。

（本事業の概要）

第4条 本事業は、事業エリア内の施設の設置及び管理運営並びにこれらに関連する一切の行為により構成される。

（乙の役割分担等）

第5条 本事業の実施に際し、乙は、次のとおり分担して実施するものとする。

業務名	事業者
本事業エリア内の施設設置	
本事業エリアの管理運営	

2 本協定に基づく債務の履行については、乙が、甲に対して最終責任を負うものとする。

（事業日程）

第6条 本事業は、原則として別紙3の事業日程に従って実施するものとする。

（乙による資金調達）

第7条 本事業に関連する資金の調達は、全て乙の責任において行うものとする。

（事業計画書の変更）

第8条 乙は、本事業の実施にあたり、事業計画書を変更しようとする場合においては、甲の認定を受けなければならない。

2 甲及び乙は、前項に基づき事業計画書が変更された場合には、必要に応じて本協定を変更するものとする。

(許認可及び届出等)

第9条 本事業及び本協定上の義務を履行するために必要な一切の許認可の取得、申請及び届出等については、乙が自己の責任及び費用において行うものとする。ただし、甲が自ら行う必要がある許認可の取得、申請及び届出についてはこの限りではない。

2 乙は、前項の許認可の取得、申請及び届出等に際しては、甲に書面による事前説明及び事後報告を行うものとする。

3 甲は、乙から要請がある場合、乙による許認可の取得、申請及び届出等に必要な資料の提出その他甲が乙にとって必要と判断する事項について協力するものとする。

4 乙は、甲から要請がある場合、甲による許認可の取得、申請及び届出等に必要な資料の提出その他甲が必要とする事項について協力するものとする。

(事業エリア内の施設の設計及び整備工事に伴う各種調査)

第10条 乙は、事業エリア内の施設を整備する場合は、施設の設計及び整備工事に必要な測量、地質調査その他の調査を自らの責任と費用負担において行うものとする。また、乙はかかる調査等を行う場合、甲に事前に連絡するものとし、かつ、当該調査等を終了したときは甲に当該調査等に係る報告をし、その確認を受けなければならない。

(事業エリア内の施設の整備工事に伴う周辺の安全及び環境対策)

第11条 乙は、自らの責任と費用負担において、騒音、振動、土壌汚染、地下水の断絶、大気汚染、水質汚染、臭気、電波障害その他の本施設に係る整備工事が周辺の安全及び環境に与える影響を勘案し、合理的に要求される範囲の周辺の安全及び環境対策（以下本条において「周辺の安全及び環境対策」という。）を実施するものとする。この場合において、甲及び乙は、周辺の安全及び環境対策の実施の方法等について事前に協議するものとし、乙は、甲に対して、事後にその内容及び結果を報告するものとする。

2 乙は、前項の周辺の安全及び環境対策の不調を理由として事業計画の変更をすることはできない。ただし、第8条第1項に基づき、事前に甲の認定を受けた場合は、この限りでない。

3 周辺の安全及び環境対策の結果、事業エリアの供用開始予定日の遅延が見込まれる場合において、乙が請求した場合には、甲乙協議の上、甲は、別紙3に規定する事業日程を変更する必要があると認められるときは、事業エリアの供用開始予定日を変更するものとする。

4 周辺の安全及び環境対策の結果、乙に生じた増加費用及び損害（事業エリアの供用開始予定日に変更されたことに伴い増加する費用を含む。）については、乙が負担するものとする。

(関係事業者との連携)

第12条 乙は、本事業の円滑な推進を目的として、甲が合理的に要求する範囲で、国営木曾三川公園フラワーパーク江南Ⅱ期地区内及び周辺施設の関係事業者との調整を実施するものとする。具体的な内容は、利用調整会議等、関係事業者間で協議を行い、必要に応じて、別途協定を締結することとします。

(自己責任)

第13条 乙は、本協定、設置管理許可書及び占用許可書に別段の定めがある場合を除き、本事業の実施に係る一切の責任を負うものとする。また、乙が、本事業に関し、第三者との間で紛争を生じ、又は損害を及ぼしたときは、乙はその紛争、損害の一切について、自己の責任と費用で解決するものとし、甲に対して、補償等の名目のいかんを問わず、金銭その他いかなる要求もしないものとする。

2 乙は、本協定、設置管理許可書に別段の定めがある場合を除き、本事業に関する乙から甲に対する報告、通知又は説明を理由として、いかなる本協定、設置管理許可書上の責任をも免れず、当該報告、通知又は説明を理由として、甲は何ら責任を負担しない。

(保険)

第14条 乙は、協定期間中、別紙4に規定する保険を付保し、保険料を負担するものとする。

2 乙は、前項の保険証書の写し又はこれに代わるものを保険契約の締結後直ちに甲に提出しなければならない。

第2章 事業エリア内の施設の設置

(設計)

第15条 乙は、事業エリア内に新規に施設の整備を提案する場合は、自らの責任と費用負担において事業エリア内の施設の設計を行い、別紙5に規定する設計図書等を甲に提出するものとする。甲は、提出された設計図書等を確認し、修正すべき点がある場合には、乙に対して修正を指示することができる。

2 乙は、前項の修正の指示があった場合は、当該修正指示に基づいて設計図書等を修正し、甲に提出するものとする。この場合において、甲は、再度の修正が必要と認められるときは、乙に対して修正を指示することができるものとする。

3 乙は、事業エリア内の施設の設計を行うにあたり、事業計画書の内容に変更が必要となった場合は、第8条第1項に基づく甲の認定を得た上で事業計画書を変更し、変更後の内容に基づき設計を行うことができる。なお、当該変更により乙に増加費用が発生した場合は、当該費用は乙の負担とする。

4 甲は、事業エリア内の施設の設計の状況について、随時乙からの報告を求めることができる。

5 甲は、乙から提出された設計図書等が適当であると認められるときは、確認書を発行するものとする。

6 乙は、第1項又は第2項の設計図書等を提出したこと、第4項の求めに応じて報告を行ったこと及び前項の確認書を受領したことを理由として、いかなる本協定上の責任をも免れず、甲は当該提出、報告又は確認書の発行を理由として、何ら責任を負担しない。

(甲による設計の変更)

第16条 甲は、甲が必要と認める場合は、前条第5項の確認書を発行した後であっても、事業計画書の範囲内に限り、乙に対して設計図書等の変更を求めることができる。

2 乙は、前項の規定により設計図書等を変更する場合において、乙に増加費用が生じたときは、費用負担について甲と協議するものとする。ただし、当該変更が乙の作成した設計図書等の不備若しくは瑕疵

による場合又は乙の調査の誤り若しくは不足による場合は、乙が当該費用を負担するものとする。

(施工計画書等)

第17条 乙は、事業エリア内の施設の整備工事着手前に施工計画書（事業エリア内の施設の整備工事期間、工事全体工程表及び各工程における施工方法についての計画を含む。）及び週間工程表を作成し、甲に提出するものとする。

2 甲及び乙は、前項に規定する施工計画書及び週間工程表について、必要があると認められる場合には、内容の変更に関する協議を行うことができる。

(工事責任者の設置)

第18条 乙は、事業エリア内の施設の整備工事着手前に工事責任者を設置し、甲に報告しなければならない。工事責任者は、全ての工事現場の運営・監理を行い、甲に、工事現場にかかる必要な報告を行うほか、工事現場にかかる甲の指示等がある場合には、遂行できない合理的な理由がある場合を除き、これを遂行する責務を負う。

(整備工事)

第19条 乙は、設計図書等並びに第17条に規定する施工計画書及び週間工程表に従って、事業エリア内の施設の整備工事を行うものとする。

2 乙は、事業エリア内の施設の整備工事着手後、設計図書等について、必要があると認められる場合には、甲と協議の上、変更することができる。

(許可)

第20条 乙は、事業エリア内の施設の整備工事着手までに、事業エリア内の施設に係る設置管理許可申請書（別紙7）を提出して甲の許可を得るものとする。

2 設置管理許可申請書には、第15条に規定する設計図書等及び第17条に規定する施工計画書及び週間工程表を添付しなければならず、甲は、当該資料等を審査し、事業計画書に合致していれば、許可条件を付し設置管理許可を与えるものとする。

3 前項の許可の期間は、許可の日から10年とする。

4 乙は、事業計画書に基づき提案した、事業エリア内の施設に係る設置管理許可使用料（以下「設置管理許可使用料」という。）を甲に支払う。

5 乙が甲に支払う設置管理許可使用料の額は、●,●●●円/m²・年とする。なお、設置管理許可使用料算出の対象となる面積は、事業対象地（別紙2）において示した事業エリア内の施設的面積とする。ただし、設置管理許可内容の変更に伴い、その面積が変更された場合は変更後の面積とする。

6 乙は、事業年度ごとに甲が発行する納入通知書により納入期限内に設置管理許可使用料をそれぞれ納付するものとする。ただし、当該許可日の属する年で、設置管理許可の期間が1年に満たない場合は、月割り計算により支払うこととし、円未満の端数が生じるときは切り捨てるものとする。

(第三者の使用)

第21条 乙は、事業エリア内の施設の整備工事にあたって第三者を使用する場合、事前に書面により甲に届け出なければならない。

2 前項に基づく第三者の使用は全て乙の責任において行うものとし、事業エリア内の施設の整備工事に関して乙が使用する第三者の責めに帰すべき事由は、全て乙の責めに帰すべき事由とみなす。

(甲による説明要求及び立会)

第22条 甲は、事業エリア内の施設の整備工事の状況その他甲が必要とする事項について、随時、乙に対して説明を求めることができる。

2 前項に規定する説明の結果、事業エリア内の施設の整備工事の状況が設計図書等の内容を逸脱していることが判明した場合、甲は、乙に対してその是正を求めることができ、乙はこれに従わなければならない。

3 甲は、事業エリア内の施設の整備工事期間中、事前の通知なしに事業エリア内の施設の整備工事に立会うことができる。

4 乙は、甲が第1項に規定する説明を受けたこと又は第3項に規定する立会を行ったことを理由として、事業エリア内の施設の整備工事の全部又は一部に瑕疵又は不備（乙の過失の有無を問わない。）があった場合においていかなる本協定上の責任をも免れず、甲は、当該説明を受けたこと又は当該立会を行ったことを理由として、何ら責任を負担しない。

(甲による中間確認)

第23条 甲は、事業エリア内の施設が設計図書等に従い整備工事が行われていることを確認するために、事業エリア内の施設の整備工事期間中、必要な事項に関する中間確認を実施することができる。

2 中間確認の結果、事業エリア内の施設の整備工事の状況が設計図書等の内容を逸脱していることが判明した場合、甲は乙に対してその是正を求めることができ、乙はこれに従わなければならない。

3 乙は、甲が本条に規定する中間確認を行ったことを理由として、いかなる本協定上の責任をも免れず、甲は、当該確認を行ったことを理由として、何ら責任を負担しない。

(乙による完成検査)

第24条 乙は、自己の責任及び費用において、事業エリア内の施設の整備工事の完成検査を行うものとする。乙は、事業エリア内の施設の整備工事の完成検査の日程を、事前に甲に対して通知しなければならない。

2 甲は、乙が前項の規定に従い行う完成検査に立会うことができる。なお、甲は、甲が必要と認める場合、乙をして、必要最低限の破壊検査を行わせることができる。この場合において、破壊検査及び復旧に要する費用は乙の負担とする。

3 乙は、甲が前項に規定する完成検査への立会を行ったこと又は破壊検査を行ったことを理由として、いかなる本協定上の責任をも免れず、甲は、当該立会又は破壊検査を行ったことを理由として、何ら責任を負担しない。

4 乙は、完成検査に対する甲の立会の有無を問わず、甲に対して完成検査の結果を報告するものとする。

る。

(甲による完了検査)

第25条 甲は、乙から前条第4項に規定する報告を受けた場合、●日以内に事業エリア内の施設の整備工事の完了検査を実施するものとする。

2 完了検査の結果、事業エリア内の施設の整備工事の状況が設計図書等の内容を逸脱していることが判明した場合、甲は乙に対してその是正を求めることができる。この場合、乙はこれに従わなければならないが、当該是正の完了後速やかに、甲に是正の完了を報告するものとする。

3 甲は、前項の是正の完了の報告を受けた場合、再度完了検査を実施するものとする。

4 前項の再度の完了検査は、第1項及び第2項の規定を準用して行うものとする。この場合において、第1項中「前条第4項に規定する報告」とあるのは「是正の完了の報告」と読み替えて適用するものとする。

(甲による完了検査確認通知書の交付)

第26条 甲が前条に規定する完了検査を実施し、前条第2項に基づく是正を求めない場合で、かつ、乙が別紙6に記載する完成図書等を甲に対して提出した場合、甲は、乙に対して完了検査確認通知書を交付するものとする。

2 乙は、甲が前項の完了検査確認通知書を交付したことを理由として、いかなる本協定上の責任をも免れず、甲は、当該通知書の交付を理由として、何ら責任を負担しない。

(供用開始予定日の変更)

第27条 乙は、不可抗力、法令等の変更又は乙の責めによらざる事由により事業エリア内の施設の供用開始予定日の遅延が避けられない場合は、当該予定日の変更を甲に請求することができる。この場合において、甲は、乙と協議の上、合理的な供用開始予定日を定めるものとし、乙はこれに従うものとする。

(整備工事の一時中止)

第28条 甲は、必要があると認められる場合、その理由を乙に通知した上で、事業エリア内の施設の整備工事の全部又は一部を一時中止させることができる。

2 甲は、前項に従い事業エリア内の施設の整備工事の全部又は一部を一時中止させた場合において、必要と認めるときには、事業エリア内の施設の供用開始予定日を変更することができる。

(整備工事の一時中止による費用等の負担)

第29条 甲は、前条による整備工事の一時中止が、乙の責めに帰すべき事由に基づく場合を除き、事業エリア内の施設の整備工事の続行に備え、工事現場を維持するための費用、労働者や建設機械器具等を保持するための費用、又はその他の事業エリア内の施設の整備工事の一時中止やその続行に起因して合理的な増加費用が必要となり、若しくは乙が損害を被ったときは、乙との間で必要な措置を行うため協議するものとする。

2 前項の場合を除き、不可抗力又は法令等の変更により、事業エリア内の施設の供用開始予定日を変更

し、又はかかる整備工事の一時中止が必要となる場合、合理的な増加費用及び損害は、第4章に従いその負担を定める。

(整備工事中に乙が第三者に与えた損害)

第30条 乙が事業エリア内の施設の整備工事に関し、乙の責めに帰すべき事由により第三者に損害を与えた場合、乙は、当該第三者に対してかかる損害を賠償する責務を負うものとする。この場合において、乙は、損害内容等を記した書面を作成し、甲に報告しなければならない。

(整備工事開始及び完了時の甲に対する届出)

第31条 乙が、第20条第1項に基づく設置管理許可に係る事業エリア内の施設の整備工事を開始及び完了したときは、その旨を速やかに甲に届け出るものとする。

第3章 事業エリアの管理運営

(管理運営)

第32条 乙は、毎事業年度、前事業年度の2月末日まで(初回は事業エリア内の施設の供用開始日の1か月前まで)に、次の事項を記載した管理運営計画書を甲に提出しなければならない。

- 一 年間管理運営計画(収支計画含む)
- 二 緊急時の体制及び対応
- 三 その他、良好な管理運営に関すること

2 乙は、第20条第1項に基づく設置管理許可の際に付された許可条件、管理運営計画書に基づき、適切に管理運営を行うものとする。

(甲による事業評価)

第33条 乙は、管理運営計画書に基づく管理運営状況を記載した管理運営報告書を事業年度ごとに作成して、毎事業年度終了後40日以内に甲へ提出し、評価を受けなければならない。管理運営報告書に記載する事項については、甲乙協議の上決定する。

- 2 甲は、管理運営報告書をもとに、次の各号に掲げる事項につき、事業評価を実施する。
- 一 事業計画書及び事業計画書に基づく管理運営計画書に則した事業内容が実施されていたか。
 - 二 事業エリア内の施設の管理運営の不備により、第三者に危害を加えることがなかったか。
 - 三 その他、事業エリア内の施設の管理運営が適切に行われていたか。

(許可の取り消し等)

第34条 甲は、国営木曾三川公園フラワーパーク江南Ⅱ期地区に関する工事のためやむを得ない事由が生じた場合、その他都市公園法に規定する事由が生じた場合においては、都市公園法に規定するところに従い、第20条第1項に基づく設置管理許可を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又は行為の中止等を行うことができるものとする。

2 前項の場合において、乙に生じた損失に伴う補償については、都市公園法その他関係法令の規定に従

うものとする。

(変更許可申請)

第35条 乙が、第20条第1項に基づく設置管理許可を受けた事項（事業エリア内の施設の構造、外観及び管理の方法等）を変更しようとするときは、甲と協議し、甲の承認を得た上で、当該事項を記載した申請書を甲に提出し、その許可を得なければならない。

2 乙は、前項に基づく変更の結果、事業計画書に記載する事項の変更が必要となった場合は、甲と協議し、第8条第1項に基づく甲の認定を得た上で、事業計画書を変更し、管理運営計画書を変更したうえで、管理運営を行うものとする。

(廃止許可申請)

第36条 乙が、第20条第1項に基づく設置管理許可に係る設置を廃止するときは、甲と協議し、甲の承認を得たうえで、当該事項を記載した申請書を甲に提出し、その許可を得なければならない。

(許可の更新)

第37条 乙は、第20条第1項に基づく設置管理許可期間終了の6か月前までに再度許可申請を行うものとし、甲は、当該許可申請を審査し、事業計画書に合致していれば、1回に限り、許可条件を付し許可を更新するものとする。

2 乙は、甲が法令等の変更により許可を更新しない場合でも、甲に補償や損害賠償を請求することはできない。

3 甲は、乙の許可申請が事業提案書に合致していない場合、乙に対し、許可申請の訂正を命令することができる。この場合、乙は速やかに訂正許可申請書を作成し、甲に提出しなければならない。

(改善命令)

第38条 甲は、第33条第2項に基づく評価により、乙の管理運営状況が適切でないと認められる場合、乙に対し、その改善を命令することができる。

2 乙は、甲から前項の命令を受けた場合は、速やかに改善計画を作成し、甲に提出しなければならない。

(第三者による使用)

第39条 乙は、事業エリア内の施設の全部又は一部を第三者に賃貸又は使用させようとするときは、事前に当該第三者の概要及びその他甲が要求した内容を記載した書面を甲に提出するものとする。

2 乙は、事業エリア内の施設を暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者又は法令等に基づき公の秩序を害するおそれのある団体等に指定されている者に使用させてはならない。

3 乙は、別に定めのない限り、事業エリア内の施設の管理運営期間終了日までに事業エリア内の施設に関する第三者との建物賃貸借契約等を終了させ、全ての入居者を退去させるものとする。この場合において、退去に要する費用（入居者への補償も含む。）は全て乙の負担とする。

(災害時の対応)

第40条 地震火災等の災害時に国営木曽三川公園フラワーパーク江南Ⅱ期地区が、避難地又は災害復旧活動拠点として利用される場合、乙は適切な対応を行うものとする。詳細は、甲乙協議の上、別途定めるものとする。

(原状回復)

第41条 乙は、協定期間が終了する令和●年●月●日までに、乙の責任及び費用負担により、事業エリア内の施設等を撤去し、原状回復を行わなければならない。

2 乙は、前項の原状回復が完了した場合、速やかに甲に報告しなければならない。

3 甲は、前項による報告を受けた場合、14日以内に完了の検査を実施するものとする。

4 完了検査の結果、原状回復が不十分であった場合、甲は乙に対して追加の工事等を求めることができる。

5 甲は、前項の追加の工事等の完了の報告を受けた場合、再度完了検査を実施するものとする。

6 前項の再度の完了検査は、第3項及び第4項の規定を準用して行うものとする。この場合において、第3項中「前項による報告」とあるのは、「追加の工事等の完了の報告」と読み替えて適用するものとする。

(譲渡の取扱い)

第42条 乙は、甲の事前の承諾なく、事業エリア内の施設の全部又は一部を第三者へ譲渡することはできないものとする。乙が、甲の事前承諾を得て事業エリア内の施設の全部又は一部を第三者へ譲渡する場合、原則として当該施設に関する本協定における乙の権利義務の一切を承継するものとする。

2 乙は、前条の規定にかかわらず、甲が協定期間終了日の6か月前までに、協定期間の終了後に乙の所有する事業エリア内の施設を、甲又は甲が指定する第三者に譲渡することを求めた場合、これに従うものとする。

3 前項の譲渡に係る条件については、甲乙協議の上、決定するものとする。ただし、譲渡価格については時価とし、その算定方法は次の各号によるものとする。

一 甲に譲渡する場合は、甲が指定する公認会計士、不動産鑑定士等の専門家（以下「評価専門家」という。）及び乙が指定する評価専門家、並びにこの両者が同意する第三の評価専門家の協議により合意した時価選定方法をもとに決定する等、公正な手続によるものとする。

二 甲が指定する第三者に譲渡する場合は、事前に甲及び乙で譲渡の条件・手続等について協議し、協議結果を踏まえて甲が指定した第三者及び乙で譲渡価格を決定するものとする。

三 前号の場合において、甲は、理由のいかんを問わず、譲渡価格の決定若しくは譲渡契約の締結がなされず又はこれらの契約に基づく財産の譲渡が実施されない場合にあっても、これにより発生した乙の増加費用及び損害を賠償する義務等一切の補償義務を負わないものとする。

第4章 不可抗力及び法令等の変更

(不可抗力による損害等)

第43条 不可抗力により、乙に増加費用及び損害が生じるときは、乙が当該増加費用及び損害を負担するものとする。

(不可抗力による協定解除)

第44条 不可抗力により本事業の遂行が困難となった場合、乙は、その内容の詳細を記載した書面をもって、直ちに甲に対し通知しなければならない。

2 前項の通知があった場合、甲及び乙は、当該通知の内容について確認し、不可抗力により本事業の遂行が困難であると甲が認めたときは、対応方針について協議するものとする。

3 前項の措置を講じてもなお、本協定締結後に発生した不可抗力により、本事業の継続が不能となったときは、甲乙協議の上、甲は、本協定を解除することができるものとする。

4 前項に基づき甲が本協定を解除した場合、乙は、本協定解除から速やかに、第41条に基づき原状回復するものとする。

5 第3項に基づき甲が本協定を解除した場合、第20条第1項に基づく設置管理許可も終了するものとする。

6 甲及び乙は、本協定に別段の定めがある場合を除き、第3項の解除により生じた増加費用及び損害を相互に請求できないものとする。

(法令等の変更による損害等)

第45条 法令等の変更、追加により、乙に増加費用及び損害が生じるときは、乙が当該増加費用及び損害を負担するものとする。

(法令等の変更による協定解除)

第46条 法令等の変更により本事業の遂行が困難となった場合、乙は、その内容の詳細を記載した書面をもって、直ちに甲に対し通知しなければならない。

2 前項の通知があった場合、甲が当該通知の内容について確認し、法令等の変更により本事業の遂行が困難となったものであると認めたときは、甲及び乙は、対応方針について協議するものとする。

3 前項の措置を講じてもなお、法令等の変更により、本事業の継続が不能となったときは、甲乙協議の上、甲は、本協定を解除することができるものとし、その際の処理については第44条第4項ないし第6項の規定を適用する。

第5章 協定期間及び協定の解除

(協定期間)

第47条 協定期間は、令和●年●月●日（本協定締結日）から第41条に規定する原状回復が完了する日までとする。

- 2 前項の協定期間の終了日は、次の場合、甲が定め、別途、乙に通知するものとする。
- 一 甲が、第34条第1項に基づき、許可を取り消した場合又は許可が終了した場合
 - 二 甲が、第37条第2項に基づき許可を更新しないことを決定した場合

(事業計画書の有効期間)

第48条 事業計画書の有効期間は、令和●年●月●日（計画認定日）から本協定終了日までとする。

(甲の解除権)

第49条 甲は、乙が次の各号に掲げるいずれかの事由に該当するときは、何らの催告なく、本協定を解除することができる。

- 一 本事業に関し、乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は乙が独占禁止法第8条第1号又は同条第2号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が乙に対し、独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。）に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行ったとき、又は同法第7条の2第18項若しくは第21項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
- 二 本事業に関し、独占禁止法第7条若しくは第8条の2に基づく排除措置命令（以下「排除措置命令」という。）において、乙が独占禁止法第3条の規定に違反し、又は乙が第8条第1号若しくは同条第2号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
- 三 納付命令又は排除措置命令により、乙に独占禁止法第3条又は第8条第1号若しくは同条第2号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、本事業が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が乙に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。
- 四 本事業に関し、乙（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑の容疑により公訴が提起されたとき。
- 五 乙、その役員又は従業員が以下のいずれかに該当するとき。
 - ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるもの
 - イ 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるもの
 - ウ 自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるもの
 - エ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるもの

オ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるもの

カ その他上記アないしオに準ずるもの

2 甲は、乙が次の各号に掲げるいずれかの事由に該当するときは、乙に通知して本協定を解除することができる。

一 乙が、本協定、設置管理許可書等に規定される乙の義務に違反した場合。ただし、治癒が可能な義務違反と甲が認めた場合は、甲が相当の期間を定めてその是正を求めたにもかかわらず、当該義務違反が治癒されなかった場合

二 乙に法令等の不遵守があった場合。ただし、軽微な不遵守と甲が認めた場合は、甲が相当の期間を定めてその是正を求めたにもかかわらず、当該法令等の不遵守が改善されなかった場合

三 乙の財務状況が著しく悪化し、本事業の継続が困難と認められる場合

四 乙が、本事業の全部又は一部を放棄したと認められる場合

五 乙が、第33条第1項及び第64条第1項に規定する報告書に虚偽の記載を行った場合

六 乙が、第38条及び第64条第3項に規定する改善命令後、乙が改善計画を提出又は改善計画に定められた是正策を実施しなかった場合（提出された改善計画が著しく不合理であった場合も含む。）

七 乙が、第37条第3項又は第67条第3項に規定する訂正命令後、乙が訂正許可申請書を提出しなかった場合（提出された訂正許可申請書が著しく不合理であった場合も含む。）

八 乙の責めに帰すべき事由により、第36条に基づき全ての事業エリア内の施設の廃止に係る協議を乙が申し出て、甲がその事由を認めた場合

九 前各号に掲げるもののほか、乙が解散決議をし、又は乙に破産手続、民事再生手続若しくは会社更生手続等の倒産手続が申し立てられる等、乙が本事業を行うことが不相当又は本事業の継続が困難であると認められる場合

（乙による協定解除）

第50条 甲が本協定、設置管理許可書等に規定される甲の義務に違反し、かかる義務違反により本事業の継続が困難であると認められる場合には、乙は甲に通知し、本協定を解除することができるものとする。

（事業エリア内の施設の解除に伴う措置）

第51条 事業エリア内の施設について、前2条に基づき本協定が解除された場合で、事業エリア内の施設の出来形部分が存在するときは、甲は速やかに第20条第1項に基づく設置管理許可の取り消しを行い、乙は速やかに、第41条に基づき原状回復するものとする。ただし、第50条に基づき本協定が解除された場合の乙の損失に対する補償等については、都市公園法その他関連法令の規定に従うものとする。

2 前項の場合において、乙が正当な理由なく、相当の期間内に事業エリア内の施設の撤去をせず、又は原状回復を行わないときは、甲が乙に代わって事業エリア内の施設の撤去又は原状回復を行うことができる。

3 前項の場合において、乙は、甲の撤去又は原状回復について異議を申し出ることはできず、第50条

に基づき本協定が解除された場合を除き、甲の撤去又は原状回復に要した費用を負担しなければならない。

(解除に伴う賠償等)

第52条 第49条に基づき本協定が解除された場合、乙は、甲に対して、以下に掲げる違約金(違約罰とし、損害賠償の予定と解釈しない。)を支払わなければならない。

- 一 設置管理許可期間前 事業エリア内の施設の整備費相当額(事業計画書に記載されたもの。)の10分の1に相当する額
- 二 設置管理許可期間後 事業エリア内の施設の管理運営費相当額(事業計画書に記載されたもの。)の1年分に相当する額(ただし、投資部分に関する減価償却費及び公租公課、調達コストについては除く。)

2 前項に規定する違約金のほか、乙が本協定に関して第49条第1項各号のいずれかに該当するときは、甲が本協定を解除するか否かにかかわらず、乙は、事業計画書に記載された事業エリア内の施設の整備費相当額(事業計画書に記載されたもの。)の100分の10に相当する金額を違約金(違約罰とし、損害賠償の予定と解釈しない。)として国の指定する期間内に支払わなければならない。

3 本条の規定にかかわらず、甲に生じた損害の額が、本条に基づき乙が甲に支払う違約金の額を超える場合は、甲は、乙に対してその超過分につき請求することができる。

4 乙が第1項又は第2項に規定する違約金を国の指定する期間内に支払わないときは、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、当該未払発生時における国の債権に関する遅延利息の率(昭和32年大蔵省告示第8号)を乗じて計算した額の遅延利息を国に支払わなければならない。

(事業計画の認定取り消し)

第53条 甲は、第47条第2項に基づき協定期間を終了した場合、又は第49条若しくは第50条に基づき本協定を解除した場合、乙に通知して事業計画書の計画内容を取り消すものとする。

第6章 雑則

(協議)

第54条 甲及び乙は、必要と認められる場合は適宜、本協定に基づく一切の業務に関連する事項について、相手方に対し協議を求めることができる。

(著作権の使用)

第55条 甲は、設計図書等について、甲の裁量により利用する権利及び権限を有し、その利用の権利及び権限は、本協定の終了後も存続する。

2 前項の設計図書等が著作権法(昭和45年法律第48号)第2条第1項第1号に規定する著作物に該当する場合における著作権者の権利の帰属については、著作権法の規定するところによる。

3 乙は、甲が当該設計図書等を次の各号に掲げるところにより利用することができるようにしなければならない。自ら又は著作権者(甲を除く。以下本条において同じ。)をして著作権法第19条第1項又は

第20条第1項に規定する権利を行使し、又はさせてはならない。

- 一 成果物又は本施設の内容を公表すること。
 - 二 本施設の完成、増築、改築、修繕等のために必要な範囲で、甲及び甲の委託する第三者をして複製、頒布、展示、改変、翻案その他の修正をすること。
 - 三 施設を写真、模型、絵画その他の媒体により表現すること。
 - 四 本施設を増築し、改築し、修繕若しくは模様替えにより改変し、又は取り壊すこと。
- 4 乙は、自ら又は著作者若しくは著作権者をして、次の各号に掲げる行為をさせてはならない。ただし、あらかじめ甲の承諾を得た場合は、この限りでない。
- 一 設計図書等を公表すること
 - 二 設計図書等を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡すること

(特許権等の使用)

第56条 乙は、それぞれ、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他の法令等に基づき保護されている第三者の権利の対象となっている工事材料、施工方法等を使用する場合、その使用に関する一切の責任を負うものとする。ただし、その使用が甲の指示による場合で、かつ、乙が当該指示の不適當なことを重大な過失なくして知らなかったため甲に対しその旨指摘できなかつた場合は、この限りではない。

(協定上の地位の譲渡)

第57条 乙は、本協定に別段の定めのあるほか、甲の事前の承諾なく、本協定上の地位及び権利義務を第三者に譲渡し、又は承継させ、若しくは担保提供その他の処分をしてはならない。

(秘密保持)

第58条 甲及び乙は、本協定の内容、本協定に関する協議の内容及び本事業に関して本協定の相手方当事者より書面により開示を受けた情報であつて当該開示の時点において秘密として管理されているものにつき、本協定の相手方当事者の事前の同意を得ずして第三者に漏らしてはならず、かつ本協定の目的以外の目的には使用しないものとする。ただし、甲若しくは乙が、司法手続若しくは法令等に基づき開示する場合、又は甲若しくは乙が本事業に関連して業務を委託したアドバイザーや本事業に融資を行う金融機関等に対し本協定と同等の秘密保持義務を課して開示する場合はこの限りでない。

2 前項の規定は、次の各号のいずれかに該当する情報については適用されない。

- 一 開示の時点で公知となつており、又は開示を受けた当事者による本協定上の義務違反によることなく公知となつた情報
- 二 開示の時点で開示を受けた当事者が既に保有していた情報
- 三 開示を受けた当事者が、第三者から秘密保持義務を負うことなく入手した情報

(計算単位等)

第59条 本協定の履行に関して、甲乙間で用いる計算単位は、設計図書に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に規定するものとする。

2 本協定の履行に関して、甲乙間で用いる通貨単位は、日本円とする。

(相殺)

第60条 甲は、乙に対して金銭債権を有するときは、当該乙が甲に対して有する保証金返還請求権、譲渡代金請求権及びその他の債権と相殺し、不足のある場合はこれを追徴する。

(通知先等)

第61条 本協定で規定する書面による通知等については、本協定に記載された当事者の名称、所在地宛になされるものとする。

2 甲及び乙は、通知等の送付先について変更するときは、遅滞なく相手方に対して届け出るものとする。

(準拠法)

第62条 本協定は、日本国の法令等に準拠し、日本国の法令等に従って解釈されるものとする。

(管轄裁判所)

第63条 本協定に関する紛争については、名古屋地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(定めのない事項)

第64条 本協定に定めのない事項について定める必要が生じた場合、又は本協定の解釈に関して疑義が生じた場合は、その都度、甲及び乙が誠実に協議の上、これを定めるものとする。

以上を証するため、本協定を2通作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

令和●年●月●日

甲：愛知県名古屋市中区丸の内2-1-36

中部地方整備局長 ●●●●

乙：(住所)

(商号)

(代表者)

別紙 1 定義集

(第 2 条関係)

本協定において、次の各号に規定する用語の定義は、それぞれ当該各号に規定するところによる。

- (1) 「協定期間」とは、別紙 3 に規定する本協定の有効期間をいう。
- (2) 「事業計画書」とは、乙が甲の指定する様式に従い作成し、甲へ提出し、認定された計画書（変更された場合は変更後のもの）及び付随する一切の書類をいう。
- (3) 「事業エリア」とは、事業計画書に従い、本事業を実施する場所をいう。
- (4) 事業エリアのなかでも、「公募必須エリア」とは、必ず本事業を実施する場所、「公募任意エリア」とは、事業者の提案により本事業を実施することが可能な場所をいう。
- (5) 「事業者」とは、第 5 条に規定する事業エリア内における施設の整備や管理運営業務を担当する法人又は法人が集まって構成するグループをいう。
- (6) 「事業年度」とは、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの期間とする。
- (7) 「設置管理許可書」とは、都市公園法第 5 条の規定等に基づき、甲が乙に対して交付する予定の、本事業の対象となる事業エリア内における施設の建設及び事業エリア内の管理の方法等に関する事項を定めた許可書をいう。
- (8) 「都市公園法」とは、都市公園法（昭和 31 年法律第 79 号）をいう。
- (9) 「不可抗力」とは、暴風、豪雨、洪水、高潮、地滑り、落盤、落雷、地震、火災その他の自然災害又は騒擾、騒乱、暴動その他の人為的な現象（ただし、設計図書等に基準を定めたものにあつては、これを超えるものに限る。）のうち、通常の見可能な範囲外のものであつて、甲及び乙のいずれの責めにも帰さないものをいう。
- (10) 「法令等」とは、本事業を実施する上で乙が遵守すべき法令・基準及び留意すべき計画等をいう。
- (11) 「本事業」とは、第 4 条に規定する事業をいう。
- (12) 「事業エリア内の施設」とは、事業者の提案により事業エリア内に整備した施設をいう。

別紙2 事業対象地

(第20条関係)

※事業計画に従い作成します。

別紙3 事業日程

(第6条関係)

- | | |
|----------------------|---|
| 1. 本協定の有効期間（協定期間） | 本協定締結日から令和●年●月●日（以下、協定期間の終了日を「本協定終了日」という。） |
| 2. 事業計画書の認定日 | 令和●年●月●日 |
| 3. 事業計画書の有効期間 | 令和●年●月●日（以下「事業エリア内の施設の整備工事着手日」という。）から本協定終了日 |
| 4. 事業エリア内の施設の整備工事期間 | 事業エリア内の施設の整備工事着手日から令和●年●月●日 |
| 5. 事業エリア内の施設の供用開始予定日 | 令和●年●月●日 |
| 6. 事業エリア内の施設の管理運営期間 | 令和●年●月●日から令和●年●月●日 |
| 7. 事業エリア内の施設の撤去期間 | 令和●年●月●日から本協定終了日 |

※事業日程については、事業計画書の内容及び事業者との協議により決定します。

別紙4 乙が付す保険等

(第14条関係)

乙は、本協定第14条の規定するところにより、乙の責任と費用負担により以下の条件を充足する保険（又は類似の機能を有する保証、共済等を含む。）を付保するものとする。ただし、以下の保険条件は必要最小限度の条件であり、乙の判断に基づき更に担保 範囲の広い補償内容の条件とするほか、乙が事業計画書で提案するその他の保険（又は類似の機能を有する保証、共済等を含む。）を付保することを妨げるものではない。

1. 整備工事期間

乙は以下の要件を満たす建設工事保険及び第三者賠償責任保険に加入し、その保険料を負担しなければならない。

保険契約者 : 乙
場所 : 愛知県江南市小杣町一色他

(1) 建設工事保険

保険契約者 : 乙
被保険者 : 甲、乙及びその全ての下請負業者とする。
保険の対象 : 本施設の整備工事
保険期間 : 整備工事実施中の全期間を対象とする
保険金額 : 整備工事費
補償する損害 : 水災危険を含む不測かつ突発的な事故による損害

(2) 第三者賠償責任保険

保険契約者 : 乙
被保険者 : 甲、乙及びその全ての下請負業者とする。なお、交差責任担保特約を付帯すること。
保険の対象 : 事業エリア内の施設の整備工事
保険期間 : 整備工事実施中の全期間を対象とする
てん補限度額 : 対人1億円／1名、10億円／1事故以上
対物1億円／1事故以上
補償する損害 : 整備工事に起因して第三者の身体障害及び財物損害が発生したことによる法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害
免責金額 : 5万円／1事故以下

乙は、上記の保険契約を締結したときは、その保険証券又は付保証明書その他付保を証明する文書を直ちに甲に提示するものとする。乙は、甲の承認なく保険契約及び保険金額の変更又は解約をすることができない。乙は、業務遂行上における人身、対物及び車両の事故については、その損害に対する賠償責任を負い、これに伴う一切の費用を負担するものとする。

2. 事業エリア内の施設の管理運営期間

乙は以下の要件を満たす第三者賠償責任保険に加入し、その保険料を負担しなければならない。

保険契約者	: 乙
被保険者	: 甲、乙及びその全ての下請負業者。なお、交差責任担保特約を付帯すること。
保険の対象	: 事業エリア内の施設
保険期間	: 事業エリア内の施設の管理運営期間開始日から本協定終了日まで
てん補限度額	: 対人1億円／1名、10億円／1事故以上 対物1億円／1事故以上
補償する損害	事業エリア内の施設の管理運営業務に起因して第三者の身体障害及び財物損害が発生したことによる法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害
免責金額	: 5万円／1事故以下

※上記保険以外の保険の付保については、乙の提案とします。

別紙5 設計図書等

(第15条関係)

(1) 建築物

- ・ 建築基準法第6条及び同法施行規則第1条の3の規定による申請図書の写し
- ・ 建築基準法第18条第3項の規定による確認済証

(2) 建築物以外

以下の内容の設計図書

- ・ 施工位置図・案内図
- ・ 現況図
- ・ 施設平面図
- ・ 造成平面図
- ・ 割付寸法図
- ・ 植栽平面図
- ・ 雨水排水平面図
- ・ 各種設備平面図
- ・ 造成断面図
- ・ 各施設構造図
- ・ 図面に基づく数量計算書等
- ・ 設計の検討に伴う応力や容量の計算書

別紙6 完成図書等

(第26条関係)

(1) 建築物

- ・ 建築基準法第6条及び同法施行規則第1条の3の規定による申請図書に対応する完成図書
- ・ 建築基準法第18条第18項の規定による検査済書

(2) 建築物以外

以下の内容の完成図書

- ・ 施工位置図・案内図
- ・ 現況図
- ・ 施設平面図
- ・ 造成平面図
- ・ 割付寸法図
- ・ 植栽平面図
- ・ 雨水排水平面図
- ・ 各種設備平面図
- ・ 造成断面図
- ・ 各施設構造図
- ・ 図面に基づく数量計算書等
- ・ 設計の検討に伴う応力や容量の計算書（設計図書等から変更があった場合）

別紙7 設置管理許可申請書

(第20条、第26条関係)

公園施設の設置管理許可申請書

第 号

令和 年 月 日

公園管理者

中部地方整備局長 ●●●● 殿

申請者 住所

氏名

都市公園法第5条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

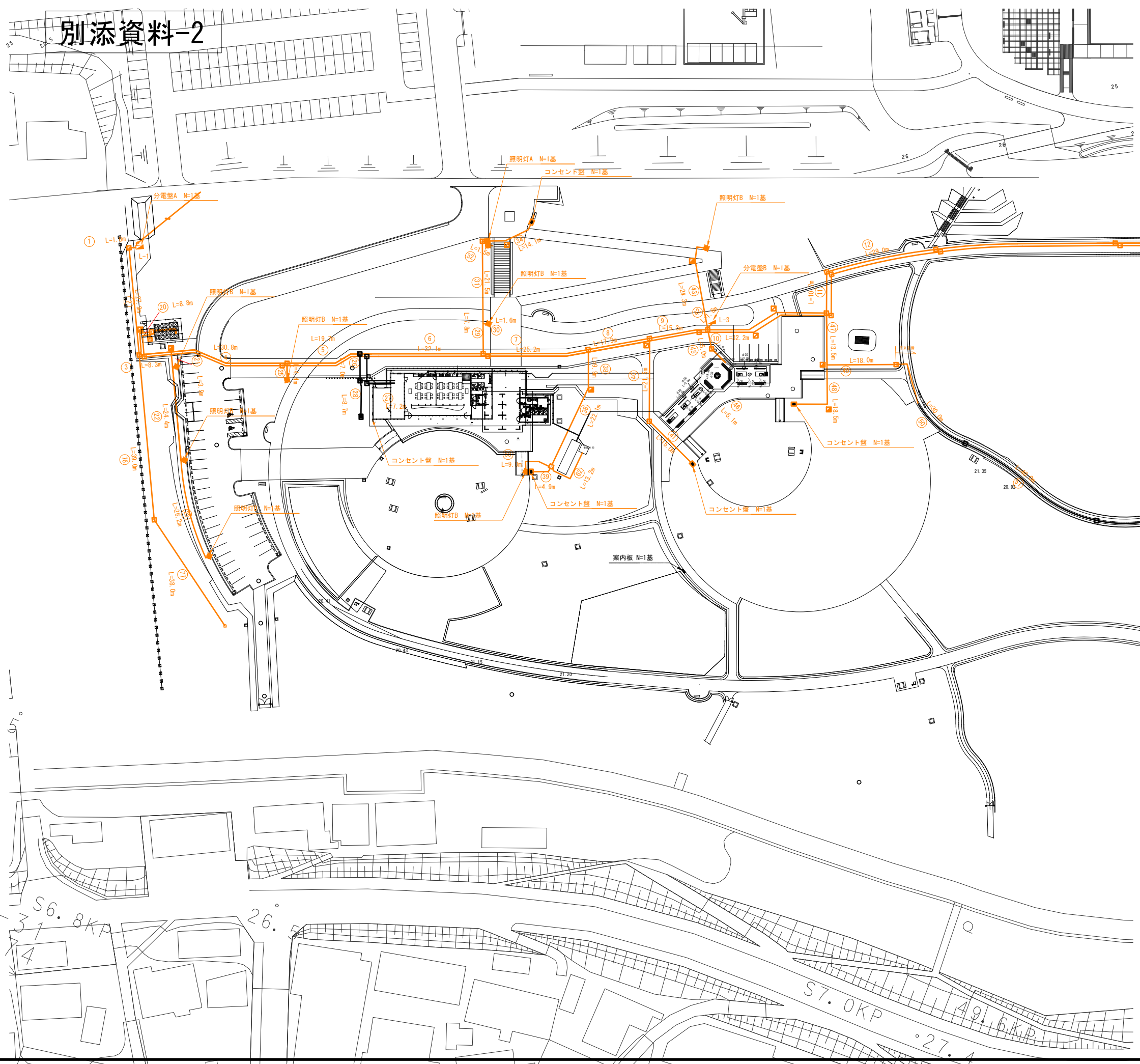
記

1	設置 の目的 管理				
2	設置 の期間 管理	(自) 令和 年 月 日	日間		
		(至) 令和 年 月 日			
3	設置 の場所 管理	国営木曾三川公園 フワラーパーク江南地区			
4	公園施設の構造				
5	公園施設の外観	色 彩		高 さ	
		形 態			
		その他			
6	公園施設の管理 の方法				
7	工事の実施方法				
8	公園の着手および完了の時期	着手	令和 年 月 日		
		完了	令和 年 月 日		
9	都市公園の復旧 方法				
10	その他参考となるべき事項				

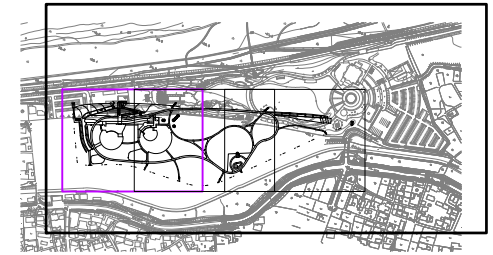
※1 公園施設の設置許可を申請する場合は、上記1から10までの全てに記入する。

※2 公園施設の管理許可を申請する場合は、上記のうち1・2・3・6・10のみ記入する。

別添資料-2



電気設備平面図 (1)

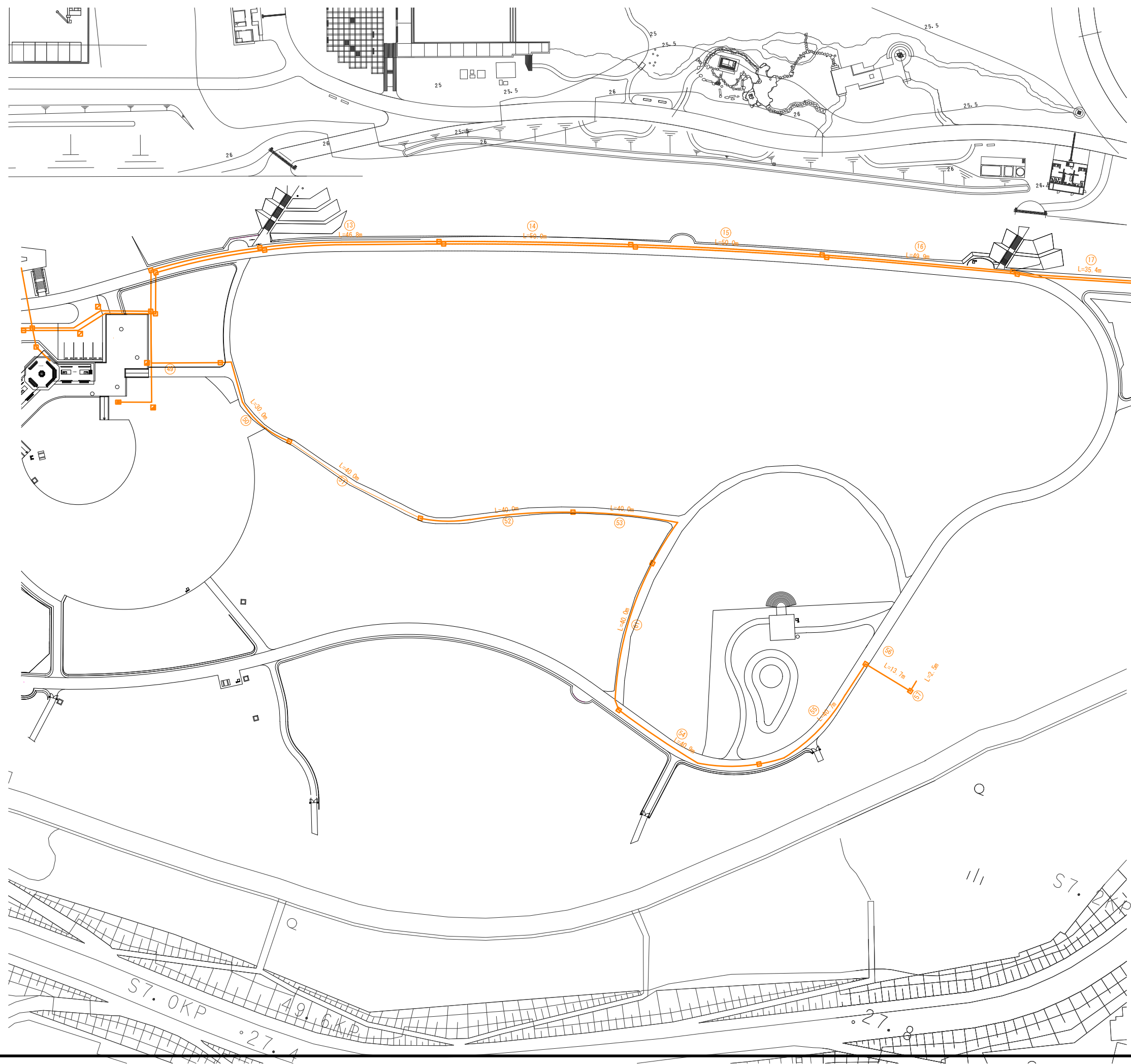


SCALE=1:500

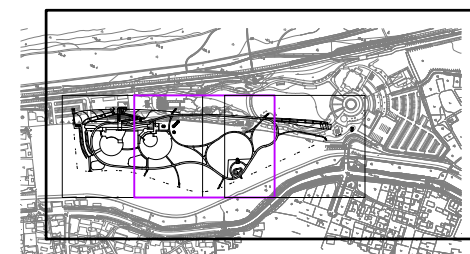


数量集計表 電気設備工

記号	細別	規格	数量	単位	備考
□	ハンドホールA	H1-6型・T-2	15	箇所	
□	ハンドホールA	H1-6型・T-14	28	箇所	
□	ハンドホールB	H2-6型・T-2	2	箇所	
□	ハンドホールB	H2-6型・T-14	5	箇所	
□	分電盤A	L-1	1	面	
□	分電盤B	L-3	1	面	
●	コンセント盤		5	面	
○	照明灯A	2灯	1	基	
○	照明灯B	1灯	7	基	
—	電線管A	FEP30	1955	m	
—	電線管B	FEP40	1814	m	
—	電線管C	FEP50	354	m	
—	電線管D	FEP65	96	m	
—	電線管E	FEP80	764	m	
—	電線A	CV3.5sq-2C	406	m	
—	電線B	CV8sq-3C	128	m	
—	電線C	CVT14sq	307	m	
—	電線D	CVT22sq	402	m	
—	電線E	CVT150sq	186	m	
□	埋設標A	鉄製	3	個	
□	埋設標B	コンクリート製	6	個	
—	埋設シート	W=150×2倍	1169	m	



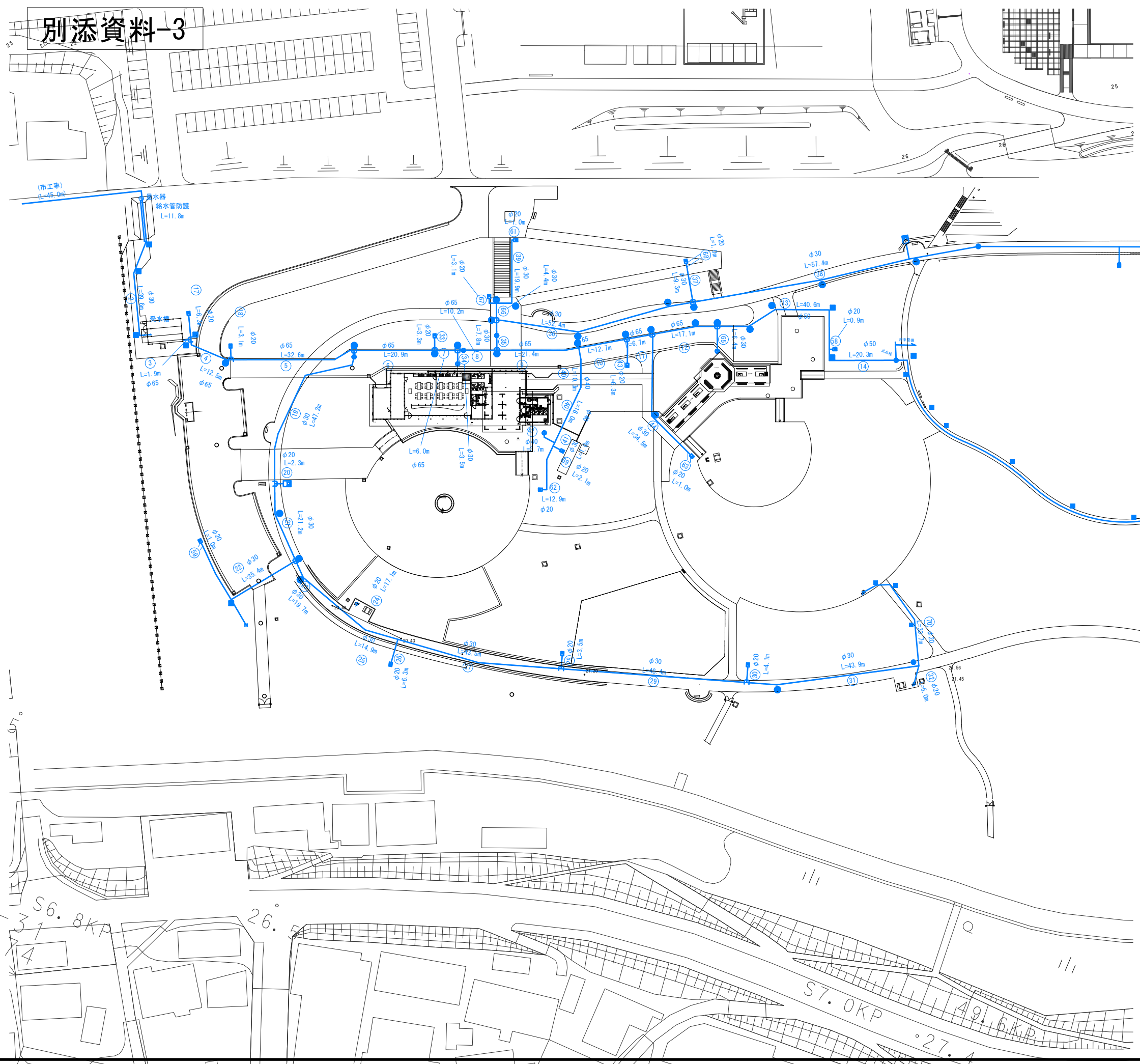
電気設備平面図 (2)



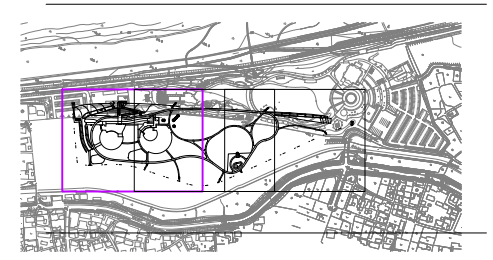
SCALE=1:500



別添資料-3



給水設備平面図 (1)

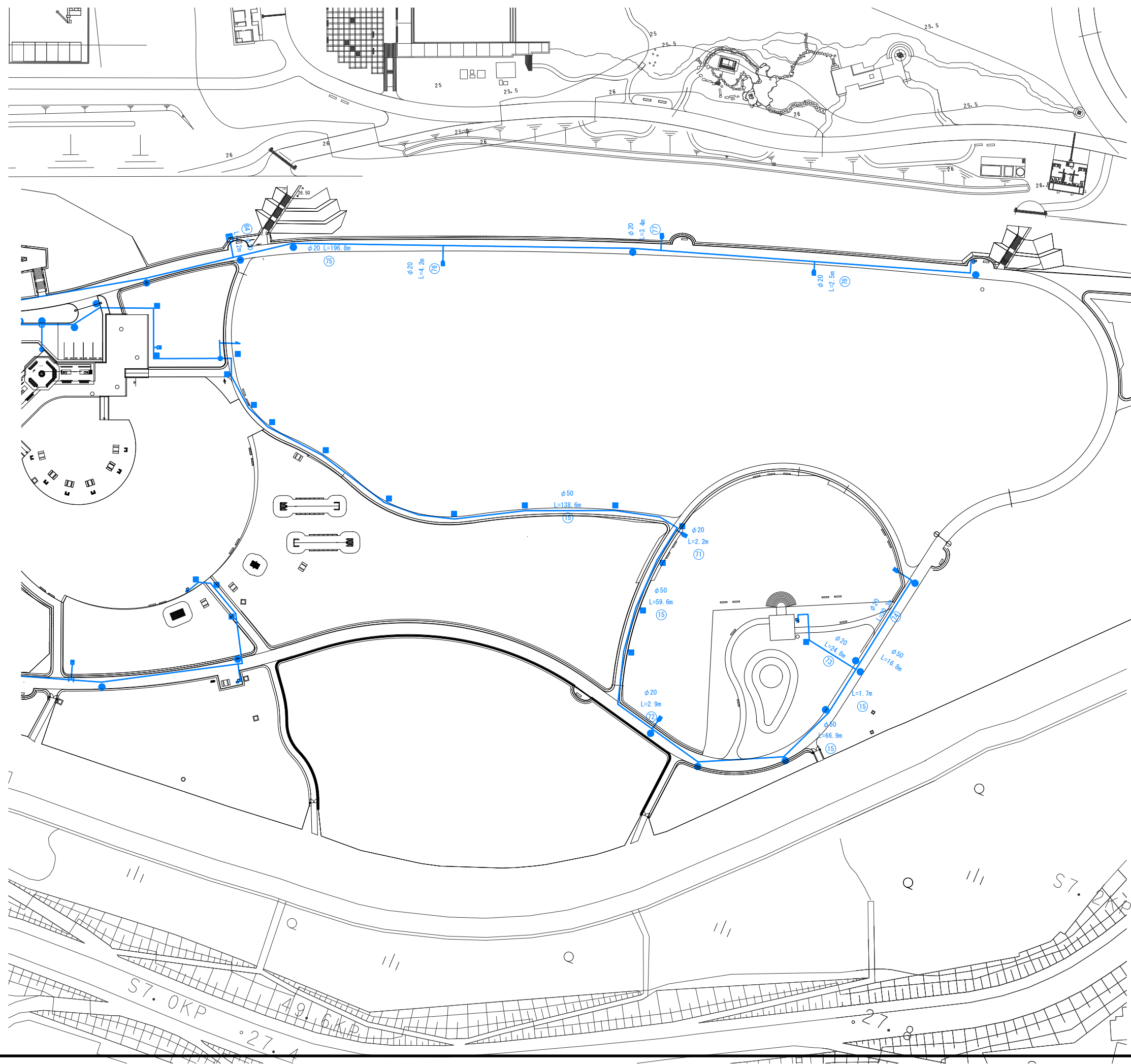


SCALE=1:500

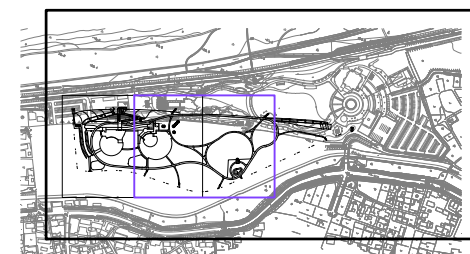


数量集計表 給水設備工

記号	細別	規格	数量	単位	備考
⊗	止水栓	φ65	1	個	
⊗	止水栓	φ50	2	個	
⊗	止水栓	φ40	1	個	
⊗	止水栓	φ30	4	個	
□	散水栓	20A B-3共	24	基	
---	給水管	HIVPφ65	142	m	
---	給水管	HIVPφ50	345	m	
---	給水管	HIVPφ40	30	m	
---	給水管	HIVPφ30	511	m	
---	給水管	HIVPφ20	382	m	
---	埋設シート	W150×2倍	1409	m	
▭	給水管防護	PUI-150×150	12	m	
●	埋設表示標A	鉄製	41	個	
■	埋設表示標B	コンクリート製	27	個	
	山砂	埋戻	64	m ³	



給水設備平面図 (2)



SCALE=1:500

